

簡易裁判所における法的救済過程に関する覚書

——簡易裁判所における「簡易救済」の新たな展開を求めて——

川 嶋 四 郎

目次

- 一 はじめに
- 1 終戦後の司法制度改革と簡易裁判所
- 2 考察の視角
- 二 終戦後の司法制度改革の中における簡易裁判所論・小史
- 1 終戦後の司法制度改革と簡易裁判所の創設
- 2 簡易裁判所創設の具体的な構想
- 三 「簡易救済」とそれを支えるもの
- 簡易裁判所における「司法・裁判の民衆化」の探究
- 1 簡易裁判所における「簡易救済」の理念

2 簡易裁判所における様々な特質

四 おわりに

——簡易裁判所についての若干の将来展望

1 総論的な展望

2 各論的な展望

3 結語

一 はじめに

1 終戦後の司法制度改革と簡易裁判所

終戦後の司法制度改革は、今では遠い過去の歴史的な出来事の一つになりつつあるが、それは、司法の領域においても、「民主化」を志向するものであった。この改革を通じて、旧憲法・旧裁判所構成法の下では司法省に属しており、独立した人事権や予算権などを有していなかった裁判所、すなわち司法部が、行政部からの独立を達成することとなった。憲法に基礎を置く最高裁判所と下級裁判所が創設され、新たな司法システムが構築されたのである。裁判所には違憲法令審査権（憲法八一条）が与えられ、人事権や予算権なども認められること⁽¹⁾⁽²⁾によって、司法権の独立が完全に達成され、新憲法の下における三権分立制度が確立することとなった。

終戦後の司法制度改革は、戦前における司法権の位置付けとそのありように対する反省から、統治権の一部を構成する司法システムの抜本的な改革を目指すものであった。司法を担う機構の改革が、その中心部分を占めるものであったが、それを動かす人的側面や手続法の改革も、当然視野に入っていた。ただ、手続法の局面では、基本的人権の保障に

関わり、憲法に多くの規定を有することになった刑事手続法の改革が中心を占めるものであったが、しかし、民事司法や民事手続法の領域における改革をも誘発する契機が、そこには存在した。

その成果の一つが、「簡易裁判所の創設」である。

2 考察の視角

本稿では、下級裁判所中の最下級に位置付けられている裁判所であり、かつ、多様な民事紛争解決手続を擁している簡易裁判所における法的救済の基本的なあり方、すなわち「簡易救済」について、若干の検討を行うことを目的とする。簡易裁判所については、創設以来、日本経済におけるインフレーションの加速や民事事件数の増加にともない、地方裁判所との間での民事第一審の裁判所の役割分担の要請や最高裁判所の負担軽減政策の一環として、事物管轄が漸次引き上げられた結果、その基本的な性格が変容したことが指摘されている。当初意図された「少額裁判所の性格」と、後に顕在化することとなった「小型地裁的性格」という、役割の二重化・複合化である。³⁾

そのことを認めながらも、本稿では、さらに、システムとしての簡易裁判所機構の全体像を俯瞰し、たとえば、当事者が自分自身の言葉で語ることができるフォーラムとしての機能、簡易な債務名義の創造機関としての役割、さらには合意による紛争解決を促進する役割など、多様な手続メニューや機能の存在に基づく簡易な法的救済機構という側面にも焦点を当てたい。これは、簡易裁判所の「多様な市民ニーズ即応的性格」である。

そのような多様で複合的な性格をもつ市民に身近な裁判所（いわば「身近な駆込寺的な裁判所」としての簡易裁判所の役割をより活性化し、「簡易救済」をより一層促進するために、以下では、改めて戦後の創設期に目指されていた「司法の民主化」をさらに推進する「司法・裁判の民衆化」⁴⁾の内実を、改めて垣間見ることにしたい。⁵⁾⁶⁾これは、簡易裁判所

における「多様な市民ニーズ即応的性格」をクローズアップしつつ、利用者の視点から行う考察である。従来簡易裁判所に関する「少額裁判所的性格」と「小型地裁的性格」の析出、両者の相克の認識、および両性格の正当化をめぐる議論の多くは、いわば裁判制度の全体を制度の側から鳥瞰し、最高裁判所の負担軽減のあり方を視野に入れつつ、民事第一審裁判所の役割分担（事物管轄）のあり方を中核に据え、簡易裁判所の手続を学理的かつ政策的に考察するものであり、市民に身近な裁判所の構築、すなわち「簡易救済」のあり方を、利用者の視点から考究する視点は、二次的なものであったようにも思われる。これは制度論や政策論の展開にとまらぬ必然的な限界とも考えられるものの、今一度、簡易裁判所の制度が構築された創設期の議論を一瞥して、これからの簡易裁判所における「簡易救済」の本旨について、具体的に考えて行きたい。

*本稿は、科学研究費の助成を受けた研究（研究課題番号三三三三〇〇二九）の成果の一部である。

(1) その改革に関する連合国軍総司令部（GHQ）側の担当者による回顧として、たとえば、アルフレッド・オプラー（内藤頼博監訳・納谷廣美 高地茂世訳『日本占領と法制改革』七四頁以下（日本評論社、一九九〇年（原著、一九七六年））などを参照。なお、オプラーについては、たとえば、根本松男「オプラー博士とブレイクモア氏——GHQの法令審査」法学セミナー一八五号九五頁（一九七一年）などを参照。

日本側の担当者による記録の集大成として、たとえば、内藤頼博『終戦後の司法制度改革の経緯（第一分冊から第六分冊）』（司法研修所、一九五九～一九七一年）がある。

(2) また、戦後の司法権の独立に関しては、たとえば、丁野暁春『根本松男 河本喜与之『司法権独立運動の歴史』（法律新聞社、一九八五年）などを参照。ただし、当時の「司法権独立運動」については、「・・・私には、その著書名が『司法権独立運動の歴史』となっていることになにか事実にくわいがあるように思われてならない。私をしてこれを端的に云わしめれば、あったのは派閥の攻防勢力争いだけであつたのであり、ただその抗争を美化するため、右の呼称が生じた」と云うことではなからうか。この感を深くするものは独り私のみではなからうと思う。」というシニカルな見方なども示されていた。伊達利知「終戦前後における司法権独立運動と岩田宙造先生」自由と正義三七巻八号五九頁、六一頁（一九八六年）。

ただ、旧制度と比較して、結果的に、現行制度が、実質的にどうかどうかはともかくとして、形式的には司法権の独立を確保したことは、評価することができるであろう。なお、河本喜与之「司法権独立の歴史」自由と正義三七卷八号六三頁（一九八六年）、ジョン・O・ヘイリー（浅香吉幹訳）「日本における司法の独立・再考」石井繁郎・樋口範雄編『外から見た日本法』三頁（東京大学出版会、一九九五年）なども参照。

(3) 兼子一「竹下守夫『裁判法』(第四版)」二二三頁注(3)（有斐閣、一九九九年）(ここでは、「簡易裁判所の性格と少額裁判所問題」として論じられている)。この「小型地裁的性格」は、地方裁判所の「亜流化」(三ヶ月章「裁判所制度——比較司法制度論の立場からの一考察」)同『民事訴訟法研究』(第四卷)「二〇一頁、二二三頁注(3)（有斐閣、一九六六年）(初出、一九六四年)」も参照。)などと批判されていた。

(4) この点については、後述する二一を参照。

「なお、戦後の司法改革の文脈では、「司法の民主化」という標語とともに、「司法の民衆化」というスローガンも、よく用いられた。「民衆化」という用語には、「民主化」と比較してより一層の一般国民への配慮と日常生活への浸潤志向が窺われるが、その時代状況における精確な含意の探究は、今後の課題としたい。

(5) このような問題意識の基礎には、次のような正鵠を射た指摘に触発された側面もある。すなわち、私も、「民衆が最も頻繁に接触する裁判所は、少額請求を扱う最下級の裁判所である。民衆はマイナー・コートとの出会いの得た印象に基づいて裁判所制度全体に対する評価を下すので、最下級の裁判所こそ民衆の裁判と法に対する基本的な姿勢を決定する重要な裁判所なのであって、これをマイナー・コートと呼ぶのは誤解を生むおそれがあるところへきかも知れない。」(William Litke, 'The Modernization of the Minor Court', 50 *Judicature*, 67 (1966)) と考えるからである。これは、小島武司「少額請求訴訟の本人処理」同『迅速な裁判』五〇九頁、五一頁（中央大学出版部、一九八七年）(初出、一九七二年)の紹介による。

それゆえ、裁判所制度の説明に際しては、ほとんどの著作が、最高裁判所から説き起こしているが、異例を承知で、簡易裁判所からの説明を始めたことがある。たとえば、佐藤鉄男「和田吉弘」日比野泰久「川嶋四郎」松村和徳『民事手続法入門』(第四版)四三頁以下（有斐閣、二〇二二年）(初版は、二〇〇二年)などを参照。

(6) たしかに、戦後七〇年の現時点で、創設当初の理念への立ち返りを説くだけでは十分ではないとも考えられるが（少額訴訟手続の導入前の議論（簡易裁判所の統廃合の際の議論）であるが、たとえば、竹下守夫「簡易裁判所の再配置の必要性と民事司法」ジュリスト八七号三頁（一九八六年）を参照）、その理念の下で構想された民衆のための多様なアイデアを再考し、自由な制度設計が許されていたのびやかな時代の精神を再び汲み上げ発展させることは、現在の「簡易救済」の具体化に際して様々な示唆を与えてくれる契機となると考えられる。

なお、今なぜこのような論題を取り上げるかについては、民事訴訟の局面で、過払金返還請求事件の大波の去った今こそ、簡易裁判所の「簡易救済」のあり方をじっくり考究するチャンスであると考えざるからである。

二 終戦後の司法制度改革の中における簡易裁判所論・小史

1 終戦後の司法制度改革と簡易裁判所の創設

(1) 簡易裁判所創設の経緯

一九四五年（昭和二〇年）八月におけるポツダム宣言の受諾によって、日本は、連合国軍総司令部（GHQ）による占領の下で、「民主主義的傾向の復活強化」を国策の基本として戦後処理を図ることになり、司法制度についても、民主主義の要請から、司法制度改革が企図された。⁷⁾

憲法改正案の審議が進むにつれて、司法省内で、新憲法下における司法制度のあり方についても審議が行われた。ここでは詳しく立ち入ることはできないが、本稿に関係するかぎりでは、若干の言及をすれば、以下のとおりである。

まず、閣議において、司法省内に司法法制審議会が設けられ、三つの小委員会に分けて議論がなされた。⁸⁾ その中の第一小委員会が、新たな司法システムの構築に関わる裁判所法等の法律要綱案を作成したが、ここでは重要事項として、次の五点が審議された。⁹⁾ すなわち、①検察庁の分離、②最高裁判所の構成と権限、③司法省の権限、④裁判官の任用制度、⑤下級裁判所の組織等、⑥簡易裁判所の設置、⑦裁判官の定年、および、⑧司法行政等¹⁰⁾が、それである。

ただし、刑事訴訟法とは異なり、民事訴訟法については、必要最小限の改革にとどまった。¹¹⁾ その民事訴訟法の改正については、四つの柱が挙げられており、¹²⁾ その中に、本稿の主題である簡易裁判所の創設も盛り込まれていた。たしかに、

この種の裁判所の創設は、「司法の民主化」をさらに推し進める「司法・裁判の民衆化」につながるものであるが、しかし、そのことは、必ずしも当初から明確なたちで企図されていたものではなかったようである。つまり、「むしろ裁判所法の立法過程においては、当初は各裁判所をなるべく等質的なものとする趣旨から、簡易裁判所というものは考慮されなかったが、一方刑事関係では憲法上とくに捜査段階における各種の強制処分¹³に裁判官の令状が必要になったので、警察署の近くに裁判官がいないと急を要する場合に合わないことが懸念されて、警察署単位の違警罪裁判所的なものが要求された。そこで、民事でも調停や少額事件を簡易迅速に処理する民衆に親しみ易い裁判所があってもよいというので、この両方の要求を満たすために、全国に多数設置されることになったのである¹⁴。

この間の事情は、一九九六年（平成八年）に制定された平成民事訴訟法の制定過程における少額訴訟手続のクロウズアップの経緯と似ており興味深い。ただ、市民に最も身近な手続改革が、改革過程の驥尾に付しながらも、いつの間にか主役級の重要なポジションを占め、全体としてバランスのとれた制度改革の要素を構成することになり、手続改革全体に良好な効果を生み出すこととなったのは、国民のための制度改革の視点のあり方を考える上で興味深い。

(2) 少額裁判所の制度モデル

その際、民事紛争処理の局面では、アメリカの少額裁判所制度が簡易裁判所のモデルとされた。民事事件についても、アメリカの「スモール・クレイムズ・コート（Small Claims Court）」の思想¹⁵にならい、この種の裁判機構を設けるべきであるという意見が有力となり、ここに、少額の民事事件および軽微な犯罪に関する刑事事件について、任用資格や定年などを異にする裁判官に、簡易な手続で事件を処理させようとする簡易裁判所の構想が成立したと指摘されていたのである。

このような名称をめぐる議論の過程は、単に「司法・裁判の民衆化」への志向を象徴するだけでなく、その実質を表現し、市民に身近な最下級裁判所の創造に向けた議論の過程を示すものとして興味深い。とくに「民生裁判所」という表現は、そこで「民が生きたる裁判所」を直接的に想起させる注目すべき名称である。⁽²³⁾

しかし、簡易裁判所という名称については、「その後何年かの間、この名称は安直裁判に通じるといつて嫌われた」と回顧されている。国民がその名称を嫌ったのか、法曹（裁判官、検察官、弁護士）の全体または一部が嫌ったのか、さらにはマスコミの評価なのかなどは定かではない。また、「安直裁判」という批判の中に、裁判というものが一定の慎重さ、厳めしさおよび形式性を要するものという、近づき難い厳かな雰囲気を出す堅いイメージが存するよう興味深い。手続の慎重さと手続の身近さ（アクセスの容易さ）とが両立し得ない可能性を暗示すようにも思われるが、裁判所についてのイメージのあり方の問題のようにも思われる。⁽²⁵⁾

(2) 簡易裁判所の具体的な構想

① 概要

裁判所法案要綱の中の簡易裁判所に関する民事の事項は、以下の通りであった。⁽²⁶⁾

すなわち、①全国の警察署の単位ごとに設置し、必要に応じて多少の増減をすること、②裁判官の任命資格として五年以上の法曹の経験を必要とするが、その他に学識経験者で選考委員会の選考を経た者も任命することができること、③裁判官の定年は六五年とすること、④裁判管轄は、民事について、訴訟物の価額が一定額以下の事件、その他当事者双方の合意によりその管轄に属させた事件その他、および、⑤民事につき司法委員の制度が⁽²⁷⁾挙げられていた。その間には、たとえば、「裁判官には、法曹資格を要しないこと、民間有識者を司法委員として迎えることなど（一時、無給、

名誉職の裁判官その他も考えられたことさえあつて、民情に沿つた大岡裁きを期待する雰囲気は大いに盛り上がった」(一) (内は原文) とされる。⁽²⁸⁾

その後、内閣法制局の審査の間に司法省の意見により、簡易裁判所に関する事項については、簡易裁判所判事の任命資格につき「五年以上」の法曹経験を有することとされていたものが、「三年以上」と改められた。⁽²⁹⁾ さらに、枢密院に諮詢され、そこで、簡易裁判所に関する事項については、その民事裁判権について、「二〇〇〇円を超えない請求」との原案から、「五〇〇〇円を超えない請求」と改められた。⁽³⁰⁾⁽³¹⁾

② 議論の過程における大胆な手続構想

もとより簡易裁判所の創設は、「裁判の民主化がさらに民衆化に及び、当初の違警罪即決例廃止対案から変じて区裁判所の廃止、駆込み寺的裁判所の新設へと」つながつたものであるが、その議論の過程では、画期的な「簡易救済」の手続提言がなされていた。

まず、兼子一委員から、大胆な構想が示されていた。⁽³²⁾

それは、①訴えの提起は、口頭によることを可能とすること、⁽³³⁾ ②当事者に審尋の機会を与えることを必要とする以外は、一切の手続を判事の自由裁量とすること、③裁判書には、主文、請求の趣旨および原因を記載すれば足りること、④判決に対する控訴は、地方裁判所の管轄とすること、⁽³⁴⁾ ⑤この控訴審の訴訟手続は、第一審の訴訟手続を基礎とすることなく、改めて第一審の訴訟手続によることとすること(控訴審の審理手続について、続審制によることなく、覆審制によること)、⁽³⁵⁾ さらに、⑥地方裁判所の控訴審判決については、最高裁判所に上告することができることなどが、提案されていた。⁽³⁶⁾

その内容の詳細は定かではないが、この見解は、審理手続を決定手続化し、裁判官の後見的な裁量を広く認める点で、「訴訟の非訟化」(訴訟事件の非訟事件化)の考え方を含むとさえ評価できる「簡易救済」の提言であり、現在の視点から考えた場合でも、訴訟手続を利用できる機会を保障さえすれば、体系上正当化し得る制度構想であった。⁽³⁸⁾

また、牧野英一委員は、簡易裁判所の「民衆裁判所」的な性格格付にも熱情を示し、その基本姿勢を謳った条文案を提言した。⁽⁴⁰⁾つまり、刑事については、「……良識に従い……公共の福祉と犯人の更生を考慮し……」、民事については、「……実情に即し、公平の解決を得るため、信義誠実の原則に依り……条理を完うする……」(「内、原文」という式の文言を織り込むべきであるというものであった。しかし、これに対しては、刑事局から罪刑法定主義に基づく強い反対論が唱えられ、これに応じて多少の案文修正も示されたものの、結局は採用されることなく、僅かに民事訴訟法に「味も色もない一条」(旧三五二条〔簡易裁判所ニ於テハ簡易ナル手続ニ依リ迅速ニ紛議ヲ解決スルモノトス〕)が入ったのみとなったという。⁽⁴¹⁾

いずれの見解も、「司法・裁判の民衆化」を志向し、「簡易救済」を具体化する注目すべき見解と考えられる。⁽⁴²⁾

- (7) 内藤頼博「司法制度」ジュリスト一〇〇号一六頁、一六頁(一九五六年)。
- (8) 最高裁判所事務総局総務局「わが国における裁判所制度の沿革(三)」法曹時報九卷六号七二五頁、七二九頁(一九五七年)。
- (9) 最高裁判所事務総局総務局・前掲論文注(8)七一九頁以下を参照。
- (10) この委員会で、法律の名称を、裁判所構成法から「裁判所法」に改めること、および、最上級裁判所の名称を「最高裁判所」とすることなども決定された。最高裁判所事務総局総務局・前掲論文注(8)七三二頁。ちなみに、前者は、旧憲法下では、同五七条一項で「裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」と規定されていたことから、裁判所構成法と命名され、それが同法の根拠規定とされた(この名称の点は、ドイツ法と同様である)が、現行憲法では、その種の規定がなくなったことにより、そのように決定され、また、後者は、旧憲法では最上級の裁判所の名称については特別の規定がなく、ただ、裁判所構成法において「大審院ヲ最高裁判所トス」(同法四三条一項)と規定されていたにすぎなかったが、現行憲法では、憲法

自体に最高裁判所の設置や権限等の規定(同七六条、七七条)が置かれていたことによる。最高裁判所事務総局総務局・前掲論文注(8)七三三頁注(6)を参照。

- (11) この間の事情および民事訴訟法応急措置法などについては、たとえば、川嶋四郎「民事訴訟法改正の基本的課題に関する一考察——民事訴訟法改正の基本問題と差止訴訟の帰趨」の補論を兼ねて」熊本法学七三三頁(一九九二年)などを参照。

この終戦後の民事訴訟法改正について、たとえば、菊井維大「民事訴訟法の一部を改正する法律」我妻榮編『新法令の研究』(11)〔昭和三年度三輯〕二七三頁(有斐閣、一九四九年)では、この改正法の特徴として、次の諸点が挙げられていた。すなわち、①憲法等の施行にもなる条文の整理、②職権主義の退潮、③直接審理主義の徹底化、④訴訟の迅速化、⑤要不当の上訴の防止、⑥訴訟関係人の権利の伸長、⑦「手続の簡易化」、および、⑧「素人性の加味」である。後二者は、簡易裁判所における「簡易救済」のあり方を考える際における注目すべき指針である。

- (12) 納谷廣美「民事訴訟制度の改革——その軌跡と成果」高地茂世・納谷廣美・中村義幸・芳賀雅顯「戦後の司法制度改革——その軌跡と成果」六三頁、七二頁(成文堂、二〇〇七年)。ここでいう四本柱とは、すなわち、①上訴制度の改革(旧民法四〇九条ノ二、四〇九条ノ三を参照)、②「アメリカ型の訴訟観」を背景とした民事訴訟手続の当事者主義化(同二六一一条の削除、同二九四条・二九五条を参照)、③上訴裁判官の負担軽減(同一九二条ノ二、三八四条ノ二)、および、④簡易裁判所の創設であった。興味深いことに、平成民事訴訟法改正における四本柱と、一部重複しており、手続法改革の永続性や普遍性的一端を垣間見ることができ。

- (13) 違警罪とは、旧刑法が採用した重罪および軽罪と並ぶ犯罪区分の一つである。それについては、旧刑法第四編四二五―四二九条に、その処罰項目が規定され、また、旧刑法四三〇条には、前教条に規定するほかは各地方の便宜により同罪を定めることを許容する旨の規定されていた(我妻榮編集代表『旧法令集』四三二頁、四四四―四四五頁(有斐閣、一九六八年)を参照)。違警罪については、正式な裁判によらず警察署長などの官吏が、即決処分によって処罰することが、違警罪即決例(一八八六年(明治一八年)太政官布告三二号)により認められていた。また、旧裁判所構成法一六条一項第一で、違警罪に関する裁判権が、区裁判所に与えられていた。この間の事情については、たとえば、浅古弘『伊藤孝夫・植田信廣』神保文夫編『日本法制史』二七九頁(青林書院、二〇一〇年)〔浅古弘執筆〕、最高裁判所事務総局後掲書注(20)四三頁、六七頁、さらに、平野龍一「刑事訴訟法」一四〇頁(有斐閣、一九五八年)なども参照。

- (14) 兼子一「裁判法〔初版〕」二五〇頁(有斐閣、一九五九年)。

- (15) 最高裁判所事務総局総務局・前掲論文注(8)七三二頁。

- (16) 小島武司「岐路に立つ簡易裁判所」同『訴訟制度改革の理論』一四三頁、一四五―一四六頁(弘文堂、一九七七年〔初出、一九七一年〕)は、戦

前には、第一審新受件数の八割五分を区裁判所が処理し、地方裁判所が処理する件数は一割五分にすぎなかったことを、内田恒久「裁判所法の一部を改正する法律について」法曹時報三二卷九号一頁、二七頁（一九七〇年）を引用して指摘する。これに対して、一九五三年（昭和二十八年）には、地方裁判所七割三分、簡易裁判所二割七分に逆転するに至っており、「簡易裁判所は、民事訴訟に関する限りむしろ閑散ともいふべき状態」になっていると指摘し、この傾向はさらに明らかになるであろうなどと論じることによって、一九七〇年（昭和四五年）改正法による簡易裁判所の事務管轄の引上げが提言されていた。内田・同頁を参照。

(17) ただ、ここでいう「スモール・クレイムズ・コートの思想」の具体的な意味内容は、必ずしも明らかではない。ただ、この時期、後述（後注（23））するパウンドの考え方が、GHQの担当者などの頻繁な接触もあり、立案担当者の中では知られていたのではないかと推測される。

ちなみに、パウンドの法思想は、戦後間もなくの日本の司法運営にも、理念面・精神面では大きな影響を及ぼしていたとも考えられる。たとえば、初代最高裁判所長官となった三淵忠彦は、初登序後に「国民諸君への挨拶」と題する初会見を行ったが、そこでは、パウンドの言葉を引いて次のように語った。すなわち、「裁判所が正義と公平とを実現する事は肝要な事である。しかし、もつと肝要なのは国民が裁判所は正義と公平とを実現するところだと信ずる事である。」との前置きをした上で、「・・・裁判所は国民の権利を擁護し、防衛し、正義と公平とを実現するところであつて、封建時代の様に庄政府の手先になつて国民を弾圧し、迫害するところではない。ことに民主的憲法の下にあつては、裁判所は真実に国民の裁判になりきらねばならぬ。国民各自が裁判所は国民の裁判所であると信じて裁判所を信用し、信頼するのでなければ、裁判所の使命の達成は到底望みえないのであります。裁判所をして真に国民の裁判所となし、国民の信用を博し信頼を維持せしめる為には、裁判所自らが良き裁判所となり良き裁判をなさねばならぬ事勿論であります。」と述べ、最高裁判所および下級裁判所が、「国民の裁判所」となるべきことを力説したのであつた。以上、五鬼上堅磐「最高裁判所の成立前後」法の支配一八号三三頁、三九頁（一九六九年）からの引用。

(18) 畔上英治「裁判所法等制定当時の思い出」自由と正義三七卷八号四五頁、四八頁（一九六六年）。

(19) 兼子・前掲書注（14）一五〇頁。

(20) これは、英米法における Magistrates' Court, Justice of the Peace Court, Justice Court などを想起させる名称であり、そこに、英米法の影響の大きさを窺い知ることができる。ただ、フランス法にも、この種の制度が見られたことについては、たとえば、三ヶ月章「フランスの司法制度について——その歴史的背景と現在の問題ならびに改革の動向。あわせて日本との対比」同『民事訴訟法研究（第四卷）』一〇三頁（右妻蘭一九六六年）（初出、一九六四年））なども参照。

ちなみに、日本でも、一八八二年（明治一四年）の治罪法の制定にともなつて、区裁判所の呼称が「治安裁判所」と改称されたことがあつた。た

たとえば、最高裁判所事務総局『裁判所百年史』一三三頁(大蔵省印刷局、一九九〇年)、林屋礼二『明治期民事裁判の近代化』一三三頁、四七頁(東北大学出版会、二〇〇六年)などを参照。

(21) 畔上・前掲論文注(18) 四八頁。

(22) 畔上・前掲論文注(18) 四八頁。

(23) しかも、ここから、ロスコー・パウンドの指摘と重なりあう通奏低音を感じ取ることができる。すなわち、パウンドは、とくに都市における少額裁判手続のために特別の配慮をなすべきことを力説し、少額裁判所にこそ、法が、個人および社会の利益を擁護するための生きた力であると感ずるに至る場所でもある(Roscoe Pound, *The Administration of Justice in the Modern City*, 26 *Harvard Law Review*, 302, 315 [1913])と論じていたのである。

パウンドは、この論文で次のように論じている。

「・・・少額訴訟のための適切な規定を設け、貧しい人々の訴訟を迅速、低廉かつ適切に処理し、人口の流動化する社会における債務の取立てや、人口が稠密し、人種や言語が多様化した多忙な人々の間で生じる大量の少額紛争のための適切な規定を設けることが課題となる。それこそが、まさに、多くの人々の心に即座に響く司法運営(the administration of justice)であり、そのような少額裁判所こそ、過去に法に出会った経験があまりにしばしば警察官の恣意的かつ裁量的な処理のみといった経験をもった大多数の都会の人々が、法というものが社会の利益だけではなく個人の利益をも保障する生きた力(living force)であることを感じさせ得るものである。そこには、個人の道徳的・社会的な生活への強い社会的な利益が存在するのである。争いがちな相手方に対抗するための保護手段が厄介で高くつくものであるゆえに、個人の意思が恣意的に他者の意思に従わざるを得なくなるというれば、社会全体にとって損失となる。アメリカ法に対する大多数の国民の最も多くの不満は、実体法の諸原則に関するものではなく、むしろ、それを強制的に実現する機構に関するものであり、それは、訴訟において実効性のないルールをやむを得ず利用せざるを得ないといった状況が頻発していることにある。」

これは、今から一〇〇年以上前(日本の戦後時でさえ、四半世紀以上前)の指摘であるが、現在でも鮮やかな光彩を放つ言説である。これは、当時のアメリカ都市部における司法アクセスと司法システムに関する議論であるが、現在の日本全国における司法アクセスや司法システムのあり方についてさえ、示唆的と考えられるのである。

(24) 畔上・前掲論文注(18) 四八頁。

(25) とくに、最下級の裁判所に関する比較法的考察として、三ヶ月・前掲論文注(3) 二〇一頁を参照。同書二四二頁注(9)では、このような最下

級の裁判所のイメージについての指摘が見られる。なお、川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展開』二六五頁（弘文堂、二〇〇五年）「アメリカの少額裁判制度との関係で、イメージの重要性を指摘」なども参照。

(26) 以下は、内藤・前掲論文注(7)一八頁、畔上・前掲論文注(18)四八頁などによる。

(27) これについては、後述三二(3)を参照。

(28) 畔上・前掲論文注(18)四八頁。もともと、条文化については、これまた「官僚的慎重さ」などが作用して現行規定「裁判所法四五条」となり、新裁判所発足当時は、県知事、大学教授経験者等の「変わり種の人々」も簡易裁判所判事となり、若干の「大岡裁き」的なものも散見されたようであるが、やがて、いつの間にか、「ミニ地裁」などといわれるようになった。以上については、同頁を参照。

(29) 内藤・前掲論文注(7)一八頁。

(30) その後、事物管轄の基準となる訴額は、一九五一年（昭和二六年）には三万円に、一九五四年（昭和二九年）には一〇万円に、一九七〇年（昭和四五年）には三〇万円に、一九八二年（昭和五七年）には九〇万円に、一九九八年（平成一六年）には一四〇万円に、それぞれ引き上げられ、今日に至っている。その間、簡易裁判所の設立当初の理念の変容が徐々に生じ、その度合いが拡大することになる。たとえば、西村宏二「地裁と簡裁の事物管轄分配の問題」判例タイムズ二〇一号八六頁（一九六七年）なども参照。

さらに、とくに、一九七〇年（昭和四五年）における簡易裁判所の事物管轄の拡大に関する資料を含む、内田・前掲解説注(16)二八―二九頁の「昭和二九年法律第二二六号についての提案理由説明（抄）」には、裁判所法の下における簡易裁判所が、裁判所構成法下の区裁判所とは、「多少その設置の趣旨を異にする点がないわけではない」と認識しつつも、①審級制度を大局的に見れば、簡易裁判所と地方裁判所の不均衡（前掲注(16)参照）を是正し、民事第一審事件を適切に分配することが簡易裁判所設置の本旨に沿うこと、および、②簡易裁判所事件の上告審が高等裁判所である関係上、ひいては、最高裁判所の負担軽減につながることを指摘し、事物管轄の引き上げを提言している。

このように、事物管轄の基準となる訴額の問題が、上訴規整・規制の問題と密接に関係しており、市民に身近な「簡易救済」の実現の役割を担うべき簡易裁判所が、唯一の最高裁判所の負担軽減を間接的に実現すべき役割さえも、すでに担わされていた。

(31) 簡易裁判所判事の定年については、一九四八年（昭和三年）法律第一号で、六五歳が、七〇歳に改められ、今日に至っている。

(32) 畔上・前掲論文注(18)四八頁。

(33) その紹介として、最高裁判所事務局総務局・前掲論文注(8)七三三頁注(5)参照。以下は、この文献による。

(34) 当時の区裁判所における通常の訴訟手続でも、旧々民訴法三七四条に口頭起訴（現、口頭提訴）の規定が存在した。

(35) これは、簡易裁判所の刑事事件については、高等裁判所が控訴審とされていたことと区別する趣旨の提案であった。

(36) なお、続審制、覆審制など、一般に、民事控訴審の審理構造については、たとえば、川嶋四郎『民事訴訟法』八九六―八九七頁(日本評論社、二〇一三年)などを参照。

(37) なお、竹崎博允「簡易裁判所の適正配置について」ジュリスト八七二―八七三頁(一九八六年)にも、この兼子委員の見解とその後の帰結が、以下のように簡潔にまとめられている。すなわち、民事の手続に関しては、少額裁判制度の導入の視点から覆審制の導入など、当事者の審尋を必要とするほかは一切の手続を判事の自由裁量とするような大胆な構想もなされていたようであるが、しかし、結局、地方裁判所の手続を基本として、旧法下の区裁判所に認められていた、口頭起訴(現、口頭提訴)、準備書面不要に加えて、簡易呼出し、証人尋問に代わる書面の提出など、若干の特則を設けるにとどまったと、紹介されているのである。

(38) たとえば、最大決昭和三五年(一九六〇年)七月六日・民集一四卷九号一六五七頁(強制調停違憲判決事件)、最大判昭和四〇年(一九六五年)六月三〇日・民集一九卷四号一〇八九頁(夫婦同居審判事件)、最大決昭和四〇年(一九六五年)六月三〇日・民集一九卷四号一一一四頁(婚姻費用分担事件)などを参照。

なお、たとえば、労働審判制度、犯罪被害者の損害賠償命令制度などの法体系における位置付け、その他、「訴訟と非訟の連携」も参照。川嶋・前掲書注(36)三三頁以下も参照。

(39) さらに、このような少額裁判所の構想は、実質的に見た場合に、その後の少額裁判所構想にも受け継がれているように思われる。たとえば、西村・前掲論文注(30)八六―八七頁、小島・前掲論文注(16)一五七―一五八頁、齋藤秀夫・西村宏一・小室直人・林厚礼二編『注解民事訴訟法(第三版)』(八)〔証拠(二)・簡易裁判所ノ訴訟手続ニ関スル特則〕三五八頁(齋藤秀夫・賀集唱執筆)(第一法規、一九九三年)、吉村徳重・小島武司編『注釈民事訴訟法(七)』(証拠(二)・簡易裁判所手続)三三三頁以下(小島武司執筆)(有斐閣、一九九五年)、新堂幸司「民事訴訟の目的論からなにを学ぶか」同『民事訴訟制度論の役割』一〇一頁、二四七頁以下(有斐閣、一九九三年(初出、一九八二年))などを参照。

(40) さらに、日本弁護士連合会編『簡易裁判所―庶民の裁判所をめざして』六頁(日本評論社、一九七六年)も参照。

(41) この「味も色もない一条」は、現行民法二七〇条にも引き継がれている。この「味も色もない」といった表現の中に、立法技術の問題はさておいても、希望に燃え、期待を込めてその創設が論じられた当時の立案プロセスの一端とその結果のある種の「落差」と「落胆」を垣間見ることが出来るであろう。

(42) 簡易裁判所の創設に関しては、「司法の民主化」をさらに促進させる「司法・裁判の民衆化」への志向が深く窺われる。

たとえば、簡易裁判所の新設の理由については、第九二帝國議会の衆議院本会議における裁判所法案提案理由や、衆議院特別委員会における裁判所法案説明書では、次のように述べられている。すなわち、本会議提案理由としては、「簡易裁判所は、軽微な民事、刑事の事件を扱い、全国數箇所これを設け、簡易な手続によって争議の実情に即した裁判をする様工夫致して居るのでありまして、司法の民衆化に貢献するところ少からざるものがある」と期待して居るのであります。」と。また、委員会説明としては、「簡易裁判所は、民事、刑事の軽微な事件のみを取り扱うのでありまして、今回新に設けられるものであります。この種軽微な事件を処理致すために全国に數多くこれを設けて、簡易な手続によって争議の実情に即した裁判をする様とくに工夫を致して居るのでありまして、この制度は、司法の民衆化にも貢献するところ少からざるものがある」と期待致されるのであります。」と。以上については、内藤・前掲書注(一)〔第三分冊〕九五〇頁以下を参照。こゝでも、「司法の民衆化」がキーワードとして用いられている。

なお、司法法制審議会の第一小委員会では、主として、第三回および第四回委員会において、簡易裁判所の問題が審議されている。内藤・前掲書注(一)〔第三分冊〕一四八頁以下を参照。また、畔上・前掲論文注(18)四八頁も参照。

また、簡易裁判所の創設当初における理想からはかなり乖離するが、一九六四年(昭和三九年)八月に公表された『臨時司法制度調査会意見書』にも、簡易裁判所改革の提言が盛り込まれていた。そこでは、基本的に簡易裁判所の区裁判所化の状況を追認し、むしろこの方向で新たな裁判制度のあり方を追求するものであった。この点については、臨時司法制度調査会『臨時司法制度調査会意見書』判例タイムズ一六四号(一九六四年)〔綴込付録〕として、同意見書の全文が収録されている。、ジュリスト三〇七号(一九六四年)などを参照。

なお、本文で述べた簡易裁判所の手続に関する大胆な構想は、現在のような閉塞した時代状況から見た場合には、戦後間もなくの頃の「自由と民主主義に対する純粋な希望」が存在した時代における民事手続過程、とりわけ民事訴訟過程の可能性の探究への意気込みさえ感じられる。それは、少しの時を経て批判されることにもなるが、しかし、市民に身近なより良い裁判所、つまり柔軟で簡易な法的救済機構を構築する試みとして高く評価することができるであろう。しかも、現在では期待さえできかねるが、当時の立案担当者自由な発想に基づく創造的な手続構想力には、驚嘆と尊敬の念を禁じえない。この点では、手続の規模に関しては、大きな径庭があるものの、アメリカにおける大規模な公共的インジャンクション訴訟手続・執行手続の過程において、裁判所が法的救済の実効化のための多様な手続創造を行っている状況と比較しても、興味深い。事案・事件即応的で適切な手続構築への志向であり、「法のなかのエクイティなるもの」(藤倉皓一郎「アメリカにおける裁判所の現代型訴訟への対応——法のなかのエクイティなるもの」石井紫郎・樋口範雄編『外から見た日本法』三三七頁(東京大学出版会、一九九五年))の探究と具体化の試みであるとも評

価できる。このような基本スタンスの現在性は、ある程度普遍的なものではないかとも考えられる。

三 「簡易救済」とそれを支えるもの

——簡易裁判所における「司法・裁判の民衆化」の探究

1 簡易裁判所における「簡易救済」の理念

(1) 意義

簡易裁判所は、国民にとって身近で利用しやすい裁判所であり、簡易・迅速・低廉な手続により、民主的かつ常識的な内容で紛争を解決することを、その役割とする⁽⁴³⁾。したがって、その役割を実現するための訴訟手続の特則などが要請されることになる。

簡易裁判所の訴訟手続は、これまで、地方裁判所における民事第一審訴訟手続の特則として、略式化された手続に着目し、そこでのいくつかの手続は「略式訴訟手続」と概念化されて論じられることが多かった。しかし、当事者の視点から見た場合には、簡易裁判所における訴訟以外の多様な手続をも包括しつつ、「簡易救済手続」として再定位することができる⁽⁴⁴⁾。

すなわち、簡易裁判所の通常の訴訟手続（民訴法二七〇条～二八〇条）や、少額訴訟手続（同三六八条～三八一条）などの略式訴訟手続だけではなく、訴え提起前の和解（同二七五条）、和解に代わる決定の手続（同二七五条の二）、民事調停の手続（民事調停法）や督促手続（民訴法三八二条～四〇二条）などをも含む、簡易裁判所の手続全体を支配する法的救済の原理は、「簡易救済」であり、地方裁判所と比較して、より簡易に法的救済を得ることができる裁判所と

しての役割が、ここでは期待されたのである。そこでいう簡易性は、アクセスのしやすさだけではなく、使いやすさをも意味する。費用、時間、労力などの相対的かつ総体的な少なさを意味するだけではなく、「国民が自分でできる納得裁判」⁴⁵を実現できる手続機会の提供をも意味している。使いやすさは、分かりやすさをも包含し、市民にとって分かりやすい言葉で、第三者、時には法専門家などのサポートを得ながらも、いわば当事者自身による「手作りの救済」を可能にできる手続空間を提供するという意味も存在した。

また、たとえば、より具体的に見た場合に、口頭提訴の許容（民訴法二七一条）、訴状の必要的記載事項の緩和（同二七二条）および準備書面の不要化（同二七六条）は、簡易裁判所における口頭でのやりとりを通じたいわば本来の口頭弁論のあり方を示唆しているとも考えられ、少額訴訟手続における一期日審理・即日判決の原則（同三七〇条・三七四条）の適用場面とともに、民事裁判の本来の原初的な形態、つまり「民事訴訟の原風景」であり「民事訴訟の原型」⁴⁶であることを示唆しているとも考えられるのである。

このような「簡易救済」は、簡易な訴訟手続による迅速な判決（特に、債務名義）の取得を超えて、当事者のニーズに即応した多様な民事救済手続の準備とその活用可能性の展開を志向するものである。

(2) 簡易裁判所の役割論の複線化

簡易裁判所の役割論に関するこれまでの議論では、先に少し垣間見たように、「少額裁判所的性格」と「小型地裁的性格」すなわち「第一審管轄分担的性格」との間の拮抗関係がクローズアップされ、いわば二兎を追うことの可否やその正当性・正統性が議論されてきた。一九九六年（平成八年）の民事訴訟法改正では、ミニ地裁化し、またいわゆる業者事件（サラ金事件、信販事件等）で占拠されていた簡易裁判所に、少額訴訟手続が創設されたことから、簡易裁判所

の「少額裁判所の性格」の發揮は少額訴訟手続に委ね、それ以外の事件処理については、基本的に簡易裁判所の「第一審管轄分担の性格」の手続に委ねるといふ、簡易裁判所内の訴訟手続におけるいわば「役割棲分け論」⁴⁷が有力になつてきたように思われる。

しかし、現在の簡易裁判所の役割論に関する望ましい見方や展望としては、簡易裁判所が、市民に最も身近な裁判所として、「少額裁判所の性格」、「第一審管轄分担の性格」、および、後述のような紛争解決プロセスに対する一般市民の多様なニーズに適切に因應得る「多様な市民ニーズ即応的性格」(↓2)を、すべて、いわば三位一体的に發揮すべきことが期待されていると考えられる。いずれにせよ、大切なことは、簡易裁判所における手続(プロセス)の局面で、当事者がいかに主体的に自己の紛争解決のために躍動できるかである。制度設置者の視点からは、簡易裁判所において、そのように当事者が主体的に救済形成を可能にできるフォーラムをどのようなかたちで実質的に提供できるかにあるといえるであろう。

2 簡易裁判所における様々な特質

ところで、現在の簡易裁判所の制度には、地方裁判所と比較して、組織面でも手続面でも、次に概観するように、様々な特質が見られる⁴⁸。

(1) 組織面での特質

まず、組織面では、たとえば、①旧裁判所構成法下で用いられていた区裁判所という名称を廃止し、「庶民の裁判所」となることを目指して、簡易裁判所という新たな名称を採用したこと、②区裁判所の設置箇所(二七三か所)と比較し

て、創設当初には、二倍以上の数（五五七か所）の簡易裁判所が設置されたこと（現在は、四三八か所）、③簡易裁判所判事という法曹資格を有しない者が裁判官となることを認め、現に、制度の発足当初は、多様なバックグラウンドを有する者が簡易裁判所判事に任命されたこと、④簡易裁判所では、訴額（当初、五〇〇〇円）による事物管轄の制限を設けたこと（この点は、一〇〇円という訴額による制限を設けるとともに、迅速処理を必要とするとの理由から、訴額にかかわらず、旧裁判所構成法一四一条一項第二が、家屋の賃貸借関係、不動産の境界〔境界〕、占有関係、雇用関係、旅人関係の事件などについて、区裁判所の管轄を認めていたが、このような事件類型に応じた規律を廃止したこと）、⑤国民の司法参加の一環として、司法委員の制度（民訴法二七九条↓後述③）を設けたこと、さらに、⑥いわゆる独立簡裁など、地方の小型の簡易裁判所の建物は、こぢんまりとした近付きやすい雰囲気醸し出しているところもあること、また、⑦簡易裁判所の施設設備に工夫を凝らし、近時市民のアクセスの利便性を向上するために、開放的で親身な受付カウンターなどを設置したことなどを、挙げる事ができる⁽⁴⁹⁾。

(2) 手続面での特質

次に、手続面では、当事者の利便性を図るための規定と、裁判所の負担軽減を図るための規定が設けられた。

当事者の利便性を図るための規定として、たとえば、①口頭による訴えの提起（民訴法二七一条）、②訴状記載の簡略化、すなわち、訴えの提起において明らかにすべき事項の緩和（同二七二条）、③裁判所への任意の出席（条文中は、「出頭」による訴えの提起など（同二七三条）、④弁護士代理の原則の例外としての許可代理の制度（同五四一条一項但書）を設け、また、認定司法書士による代理を許容したこと（司法書士法三条一項六号）、⑤準備書面の省略など（民訴法二七六条）、⑥続行期日における陳述の擬制（同二七七条以下）をも認めたこと、⑦尋問に代わる書面の提出を許容し

たこと（同二七八条）、⑧少額訴訟手続（同三六八条以下）および少額訴訟債権執行手続（民訴法二五条但書、同一六七条の二以下）を創設したこと、⑨訴え提起前の和解（いわゆる「即決和解」）の制度が存在し、その和解が調わないうちに設けられたこと、⁵¹⑩調停手続（民調一条以下）、および、⑪督促手続（民訴法三二八条以下）、⑫手形・小切手訴訟手続（民訴法三五〇条以下）の利用可能性などを、挙げることができる。このような多様な手続メニューの準備こそが、現代の簡易裁判所における「多様な市民ニーズ即応的性格」であり、複雑な現代社会における紛争解決プロセスに対する一般市民の多様なニーズに適切に応え得る可能性を開き、制度の利用者である当事者の納得と満足を増進させる重要な契機となるであろう。

簡易裁判所サイドにとつての負担軽減としては、たとえば、①訴額にかかわらず、行政訴訟事件が除外されたこと（裁判所法三三条一項一号かつこ書）、②訴訟の目的の価額の算定ができないとき、または極めて困難であるときは、地方裁判所の管轄に属するものとしたこと（民訴法八条二項）、③簡易裁判所の管轄事件でも地方裁判所が審理判断することを認めること（同一六条二項〔管轄違いの場合の取扱い〕、一八条〔簡易裁判所の裁量移送〕、一九条二項〔必要的移送〕）、④反訴の提起に基づく移送（同二七四条）、⑤尋問に代わる書面の提出（同二七八条）、⑥調書記載の簡略化（民訴規一七〇条）、⑦判決書の記載事項（民訴法二八〇条）のほか、⑧司法委員による和解勧誘の補助等（同二七九条一項）などを挙げることができる。

なお、簡易裁判所裁判官についての除斥・忌避の裁判は地方裁判所が行うこと（民訴法二五条一項）も、この範疇に含まれるであろう。

(3) 司法委員の制度

① 制度の意義

簡易裁判所は、人的側面でも「司法・裁判の民衆化」を推進するために、人的側面でも工夫が凝らされている。法曹資格を有しない者でも簡易裁判所判事や調停委員となれること、弁護士によるパートタイム裁判官の制度に加えて、司法委員の制度（民訴法二七九条）が存在する。この制度が、戦後司法制度改革時において、簡易裁判所の民衆化に貢献することが、とくに期待された制度であることから、ここで改めて取り上げたい。

この制度は、簡易裁判所が、「簡易救済」を実現するための市民に身近な親しみやすい裁判所であるので、その裁判プロセスにおいても、国民の健全な良識と感性を反映させることが望ましいと考えられたことから設けられた制度であり、法曹資格を有しない簡易裁判所判事の制度、民事調停法の民事調停制度、家事事件手続法の家事調停制度や参与員制度などと同様に、「司法の民主化」ひいては「司法・裁判の民衆化」を支え、国民の司法参加制度の一翼を担う重要な制度である。⁽⁵²⁾

② 資格等

現在どの程度意識されているかは必ずしも定かではないが、司法委員の制度は、簡易裁判所創設当時における立法担当者の悲願として、一般に、官僚的な裁判制度の中に素人性を加味して、司法の民主化・民衆化を図るべきことを、人的組織面で現実化したものである。背景的には、学識経験者等が、すでに戦前から、各種調停関係法による調停委員として、また戦後には、家事審判所における参与員または調停委員として活用されようとしていたのであり、裁判所における民事紛争を解決する際に、裁判官以外の民間人を活用することについては、歴史的に見ても、すでにそのような実

續や制度拡大の努力が積み重ねられていたことも、司法委員制度の円滑な導入の背景となったと考えられる。

司法委員となるべき者の選任に際しての資格や員数などの必要事項は、最高裁判所規則である司法委員規則（一九四八年〔昭和二十三年〕最高裁規二九号）の定めによる（民訴法二七九条四項・五項参照）が、地方裁判所は、「良識のある者その他適当と認められる者」の中から、司法委員となるべき者を選任しなければならない（司委規一条）。司法委員候補者は、法律専門家である必要はないとしても、健全な良識、豊富な知識経験のある者で、当事者の主張、意見がある程度聴き分けることができるだけの力量を有していることが必要である。そこで、民訴法二七九条四項は、司法委員候補者の選定基準などを最高裁判所規則に委任したものと解される。

この規定に基づき、地方裁判所が、司法委員規則により、司法委員となるべき者を「良識のある者その他適当と認められる者」を管轄簡易裁判所の意見を聴いて選任するシステムは、その選任に際して無作為選任方式を採用しないことを示している。その点で、市民の司法参加とはいっても、司法側によるスクリーニングを経たにすぎない市民参加の制度であり、いわば、制限的な司法参加の制度にすぎないのである。

地方裁判所は、いったん選任した後に「司法委員たるにふさわしくない行為」があったときは、その選任を取り消すことになる（司委規五条）。職務の廉潔性を維持するために、司法委員となるべき者に、選任後に、選任前における「ふさわしくない行為」が判明した場合にも、類推適用できると考えられる。

司法委員規則に定めるもののほか、司法委員となるべき者の選任に關し必要な事項の定めは、地方裁判所に委ねられている（司委規八条）。簡易裁判所がその特質を遺憾なく發揮できるように、簡易裁判所で個別的に掌理する裁判官から意見を聴く制度を超えて、簡易裁判所自体が、司法委員の選任に深くコミットできる制度設計が望まれるであろう。ただし、独立簡易裁判所等、規模の小さな簡易裁判所は、現行通りの規律でやむを得ない面はなくはないものの、より

広域での人材交流や巡回方式での期日の開催なども試みるべきであろう。

③ 制度の利用の変遷

この司法委員の職務の実績については、興味深い変遷が見られる。

一九五〇年代頃から六〇年代頃は、司法委員の活用はあまりなされていなかったが、その後、その活用が次第に多くなり、とくに元号が平成となつてから、司法委員が関与した訴訟事件数が年々増加し、一九九一年（平成三年）以後、司法委員が関与して成立した訴訟上の和解は、その和解件数の過半数を超えている。

その理由としては、次の諸点が考えられる。⁵⁴⁾

第一の理由は、司法委員の若返り（司法委員については、調停委員のように「四〇年以上七〇年未満」という法規上の年齢制限はない。）を図ると同時に、専門的知識経験を有する者を司法委員に選任することによって社会生活関係に關する複雑な訴訟などについて和解を補助させるなどの方策が採られ、実績を上げてきたことである。

第二の理由は、司法委員の訴訟関与方式について、「開廷日立会方式」や「事件指定方式」など、事件の性質に応じた指定方式を採用するなど、各簡易裁判所にふさわしい方策案が、工夫され実施されてきたことである。⁵⁵⁾

まず、東京簡易裁判所では、いわゆる「市民型紛争事件」でも、司法委員制度が活用されてきた。⁵⁶⁾ すなわち、一九九四年（平成六年）九月の東京二三区内にあった一二の簡易裁判所の統合に合わせて、少額裁判所としての役割を充実強化するため、一般市民の日常生活から生じる財産上の争いのうち、争点が比較的少なく、内容が余り複雑でない事件、すなわち「市民型紛争事件」を、できるだけ分かりやすい簡単な手続で迅速かつ適正に処理することを試みた。このための実施要領においては、この種の事件では、原則として司法委員を指定し、司法委員は訴訟の審理に最初から最後まで

で立ち会って、訴訟上の和解の補助はもとより、終結した場合には、事実認定等について意見を述べ、意見聴取の面でも積極的に活用すべきものとされていた。このような試みは、少額訴訟制度の導入のための実験として位置付けられ、現在のように少額訴訟に司法委員を活用する基盤となったと考えられると指摘されている。⁵⁶ たしかに、そのような側面もなくはないものの、本来の制度趣旨である「司法・裁判の民衆化」を人的側面から具体化すべき要請も存在したのであり、民事訴訟法改正に向けた動きが予定されつつあった中で、民事訴訟法研究者の裁判所との出会い（実務「理解」の契機作り）を実現する側面もあったように思われる。

一九九八年（平成一〇年）から、少額訴訟事件の審理が始まったが、そこでも、司法委員制度が活用されている。

たとえば、大阪簡易裁判所⁵⁷では、少額訴訟集中係において、一事件あたりの審理予定時間は、一時間程度にとどまることから、原則として、全件について司法委員が関与し、審理の終了後、裁判官は、司法委員を介しての和解を勧告しておき、待機していた別の司法委員とともに、次の事件の審理を開始するといった運用が行われている。

また、東京簡易裁判所⁵⁸でも、先に述べた「市民型紛争事件」の試みの成果を受けて、少額訴訟手続でも原則として司法委員に立会いを求めている。一般市民を対象とするこの手続においては、司法委員が立ち会うことにより、裁判官だけの審理よりも、証拠調べや和解勧告において、当事者にとって親しみをもつことができる幅広い訴訟運営が期待できると考えられたからである。

ちなみに、東京簡易裁判所の少額訴訟における司法委員の関与率は、一九九八年度（平成一〇年度）以降は約六〇パーセントであり、通常訴訟についても司法委員の関与率が増加している。簡易裁判所は一般市民に身近で親しみやすい裁判所となる役割を担っているのであるから、少額訴訟の上限を超える一般市民間の紛争についても少額訴訟手続に準じた迅速な処理をすることが望ましい。そこで、簡易裁判所では、少額訴訟事件の処理で蓄えたノウハウを少額訴訟事

件以外の市民間の民事訴訟事件にも活用してきた。

二〇〇四年（平成一六年）四月一日施行の裁判所法の一部改正により簡易裁判所の事物管轄が九〇万円から一四〇万円に拡大され、同日施行の民事訴訟法の一部改正により少額訴訟の上限が三〇万円から六〇万円に拡大された。それ以外にもない、事件の増加が予測されたことから、東京簡易裁判所では少額訴訟を専門に取り扱う係が新設され、また、少額訴訟以外の一般市民間の訴訟を「市民訴訟」と名付けて新しい審理方式を試みていた。少額訴訟や「市民訴訟」の迅速かつ適切な解決には、それまで以上に司法委員の役割が重要となるであろう。⁽⁵⁹⁾

また、第三の理由は、貸金返還請求関係の事件数の増加に由来する。これにともない、先に述べたように、裁判所では、裁判官に代わって司法委員に和解案を作成させる方法の効用が認識され、それが、限られた司法資源の下での有効な事件処理につながる事が明らかになってきたことも、理由として挙げることができる。とくに、和解の内容的な合法性、合理性および履行可能性などを確保するために、簡易裁判所を頻繁に利用する金融会社や信販会社の基本スタンス（とくに「譲歩」）に関する基本姿勢）を予め理解して事件に臨むことは、簡易迅速な訴訟上の和解の成立とその後の任意履行の可能性の増進につながるであろう。

今後は、和解の勧誘を補助する役割だけでなく、司法委員の制度創設の趣旨を踏まえて、審理に立ち会い意見を述べる役割面での積極的な活躍も期待される。ただし、その活動内容については、調停委員の活動ほどには必ずしも明らかにされていないように思われるが、今後、より一層活動情報に関する開示を行ったり、当事者へのアンケートを実施し、そのニーズ調査や評価なども行うべきであろう。

(4) 簡易裁判所の訴訟手続における審理面での特質：「一体型審理」⁽⁶⁾

① 意義

簡易裁判所の訴訟手続、とりわけ小額訴訟事件の審理は、通常の訴訟事件で行われているような訴訟資料と証拠資料の峻別を行うことなく（つまり、弁論と証拠調べ（とくに具体的には、当事者本人尋問）とを明確に分けることなく）、裁判所が、訴状、答弁書、準備書面、書証等に基づいて、当事者から紛争の実情を聴きながら、訴訟資料と証拠資料とを適宜獲得して行くという、弁論と証拠調べを一体化した方法で行われている。これは、裁判所サイドから見て、「一体型審理」と呼ばれている。

② 背景と実際

小額訴訟手続では一期日審理の原則（民訴法三七〇条）の下で審理しなければならないことから必然的に生み出された実務であり、また、小額訴訟の審理の仕方として、証人尋問は宣誓をさせないことができ（同三七二条一項）、当事者尋問に際しては、もともと宣誓をさせないで行うことができる。同二〇七条一項参照）、しかも、証人または当事者本人の尋問は、裁判官が相当と認める順序で行うことができる（同三七二条二項）と規定されているのみで、一期日審理の原則の下における主張の整理のあり方については、特段に規定がなされていないこともあり、実務上このような運用がなされている。⁽⁶⁾

たしかに、一般市民にとっては、日常生活で「論より証拠」などといったフレーズは用いられているものの、主張と証拠の区別の観念は必ずしも明らかではないと思われる。また、本人訴訟の場合には、当事者尋問では本人の尋問を担当する者がいないことから、裁判官が尋問を行い当事者本人が裁判官に答えることは、一般の市民感覚からすると、主

張でもあり証拠でもあると考えられるかもしれない。また、少額訴訟の審理手続において、従来型の通常の訴訟手続のように、主張を整理し争点を確定した後当事者尋問を行っても、同じことの繰り返しになりかねず、当事者にとつてはそのことが逆に分かりにくく、状況によっては、反復して聞かれることにより、当事者が疑われているとさえ感じるようになるかもしれない。

実務では、このような「一体型審理」の方法が、少額訴訟に適した審理方法としてすでに定着し、さらに、より進めて、同時に書証の取調べや証人尋問も一体型の審理によって行う運用さえ見られるという。

ただし、例外も見られる。まず、第一に、事案の内容や当事者の言動等から考え、偽証を牽制することが相当であると認められる場合には、裁判所が尋問前に宣誓をさせるという従来型の審理の手続を採用したり、次に、第二に、当事者間の感情的な対立が激しい場合や事実の存否をめぐって激しい対立がある場合などで、対話を積み重ねることが困難であると考えられるときには、裁判所は肅々と争点・証拠の整理および証拠調べを行い判決をする必要があるとされ、さらに、第三に、当事者一方または双方に弁護士や認定司法書士がついているような場合にも、後述の例外はあるものの、実際には「一体型審理」が行われていないようである。

しかし、主張と証拠の区別は、民事訴訟審理の核心の一翼を担う弁論主義の一要素であり、機能的には、不意打ちを防止し、当事者の手続保障に奉仕する基本的な考え方である。それゆえ、通常、「一体型審理」では実施されているといわれているように、「当事者が法廷で述べたことは、主張としてだけでなく、証拠としても扱われることもある」旨を注意した上で、このような審理方法を用るべきであろう（その際、その注意内容を当事者が理解していないように思われる場合には、より丁寧な説明を行うべきであろう）。

また、一期日審理に際して、裁判官は、適時に争点および証拠の整理を行いながら、相互の対話を促進させ、釈明権

を行使し、さらに、相手方からの反対尋問をも許しながら、たとえ判決に至ったとしても、不意打ちを防止し手続保障が貫徹されることに、努めなければならぬであろう。日常生活における一般の市民感覚からすれば、たしかに、「論より証拠」などという諺や「論拠」などといった用語はあるものの、そもそも、ある意味で主張は証拠でもありと考えられる場合もあり、主張とその立証という考え方は非現実的と考えられる場合さえ、少なくはないであろう。

③ 効用と可能性

このように、ラウンドテーブル法廷で、当事者と（法服を着ていない）裁判官・裁判所書記官等が膝をつきあわせて対話を重ねながら判決や和解等に至る審理方法は、新しい裁判のかたちとも考えられる。この場合のやりとりは、両当事者・裁判官が同じ平面に立った水平的コミュニケーションであり、対話の中で紛争の原因が取り除かれたり、あるいは、縮小したり（また、自己を再認識したり、自己の認識や考えを改めたり）して、和解が成立する可能性も高まると考えられる。基本的な訴訟指揮のあり方としては、従前の手続や審理のプロセス自体の成果が反映した「和解的判決」⁽⁶³⁾に結実できるような工夫が望まれる。この点で、実務では、「一体型審理」の結果、「仮に和解に至らず、判決に至ったとしても、このような対話が積み重ねられ、裁判所による各争点についての説明がなされることにより、当事者の事案に対する理解が深められることになるので、一体型審理の過程そのものが全体として当事者に対する判決理由の説明もなっていると考えられる。」⁽⁶⁴⁾という、訴訟過程における「対話による紛争解決機能」に関する興味深い指摘も見られる。

なお、実務では、当事者一方または双方に弁護士や認定司法書士がついている場合には、裁判官が、「一体型審理」の方法が従来型の審理の方法を尋ねて、そこで了解が取れると、「一体型審理」が行われていることも紹介されている。しかし、仮にその種の訴訟代理人がいる場合であっても、代理人の立場に配慮を示しながらも、むしろ当事者本人が主

体的に主張し立証をしていく機会を保障できるようにするために、「一体型審理」を実施することも、考えられるべきであろう。この種の審理のあり方については、弁論主義の機能としての手続保障を貫徹する立場から、消極的な立場も示されかねないが、しかし、簡易裁判所における裁判官の積極的な役割、裁判官による主張の確認、および、事実認定において自由心証主義（民訴法二四七条）が採用されており弁論の全趣旨でさえ証拠調べの結果とともに事実認定の基礎とすることができるとする現行民事訴訟法の建前からすれば、許容可能な審理のあり方であろう。

少額訴訟の審理過程では、このように、当事者の躍動の機会が保障されるべきであると考えられるが、その基礎は、裁判官の「事情聴取型」の審理ではなく、当事者の「発話促進型」の審理の志向であろう。

その前提としては、第一に、両当事者および裁判所における事前準備が十分に行われていなければならず、第二に、この事前準備の点とも関わるが、とくに裁判官等は、実際に行われているように、事件記録を熟読しておく必要がある、第三に、裁判官の頭の中では「一体型審理」の過程を通じて要件事実論的な整理がなされると考えられるが、本人訴訟を進行する当事者本人は必ずしもそうではないと考えられるので、裁判官は、争点・証拠の説明と不意打ちの防止には十分配慮しなければならず、第四に、争点が確定していないので、漂流型の審理にならないように工夫する必要がある、また、裁判官には、それを可能にする力量が要求され、さらに、第五に、この審理に関する裁判官の基本姿勢とも関わるが、裁判官は、分かりやすい言葉で丁寧の説明しなければならぬであろう。

- (43) たとえば、佐藤蔵二「簡易裁判所の役割と訴訟手続」伊藤眞・徳田和幸編『講座・新民事訴訟法Ⅲ』一七三頁（弘文堂、一九九八年）、青柳馨「簡易裁判所」三宅省三・塩崎勤・小林秀之編集代表『新民事訴訟法大系——理論と実務（三）』三七九頁（青林書院、一九九七年）などを参照。
- (44) 川嶋四郎「略式訴訟の争点——『簡易救済手続』の現状と課題」伊藤眞・山本和彦編『民事訴訟法の争点』二七〇頁（有斐閣、二〇〇九年）。
- (45) たとえば、川嶋・前掲書注（25）一一五頁、二七八頁などを参照。

(46) たとえば、川嶋・前掲書注(36) 九六六頁。

なお、現在では言及されることも少なくなったようであるが、民事訴訟の「第三の波」の立場からは、仮差押え、仮処分の民事保全手続が、「紛争処理の原型であり理念型と呼ぶにふさわしい」と指摘されている。井上治典『民事保全への視座―被保全権利と具体的措置』中野貞一郎・原井龍一郎・鈴木正裕編『民事保全講座(1)〔基本理論と法比較〕』八三頁、八八頁(法律文化社、一九九六年)。

(47) たとえば、先に挙げた、兼子Ⅱ竹下・前掲書注(3) 二二三頁注(3) などを参照。

(48) たとえば、池田辰夫編『アクチュアル民事訴訟法』二六二頁(川嶋四郎執筆)(法律文化社、二〇二二年)、川嶋・前掲書注(36) 九六三頁なども参照。

(49) この点については、前注(28)を参照。

(50) その受付では、いわゆる「接遇」も、従来から重要な課題となっている。

(51) この「和解に代わる決定」とは、簡易裁判所における金銭の支払請求事件について、原告の請求を認容する判決をすることができる場合であっても、期限の猶予の定めなどを付した上で、その支払(分割払の命令を含む)を命じる旨の決定である。この制度は、簡易裁判所における紛争解決メニューの多様化を通じて、簡易裁判所への市民のアクセスを増進させ、事案適格的かつ実効的な紛争解決を目的としている。

この手続は、民事調停の局面でよく利用され実効性を發揮していた「調停に代わる決定(いわゆる一七条決定)〔民調法一七条〕」の制度を、簡易裁判所の訴訟手続に導入したものである(小野瀬厚Ⅱ武智克典編『問一答・平成一五年改正民事訴訟法』八三頁(商事法務、二〇〇四年))。

和解に代わる決定の制度は、「権利と救済」の分離という視角(たとえば、川嶋四郎『民事救済過程の展望的指針』一頁(弘文堂、二〇〇六年)等を参照)から見た場合は、保護すべき権利・利益の存在が認められるときに、それを起点として、いかなる方式でその権利・利益を保護するかに関する具体的救済方法の形成に関わる重要な手続であると評価できる。金銭支払請求訴訟事件の場合には、本来、履行期が到来した金銭支払請求権の存在が認められれば、一括払判決が言い渡されるべきであるが、当事者間の関係などを考慮して、原告の意向に配慮して、後見的な立場から簡易裁判所における「簡易救済」を実現するために、このような手続が創設されたと考えられることのできるからである(当然、「簡易執行」への志向も含まれている)。その意味で、この手続は、和解的な分割払形式の具体的救済方法を形成するための新たなプロセスの創造として、再定位することのできるであろう。一方で、原告の視点から見た場合には、簡易裁判所において利用できる「手続メニューの多様化」であり、他方で、裁判所の視点から見た場合には、簡易裁判所における「簡易救済メニューの増加」となる。さらに、被告の立場から見た場合には、内容次第で望ましい後見的判断や対応を得られる可能性も開けることになり、現実任意履行が促される契機ともなるであろう。

ここでは、裁判所による裁量的な救済方法の形成という形式を採用しているようにも見えるが、その内実は、当事者関係の来し方行く末をならんだ原告・裁判所間の対論的な意思疎通による救済形成のプロセスを創設したという側面を有する注目すべき規定であると評価することもできる（ただし、その機会を両当事者が積極的に利用するか否かは、個別事件の当事者に依存する問題であるが、大切なことは、そのような「対論を涵養することを可能にする場」の明文規定化にあると考えられる）。

その点で、この制度は、少額訴訟判決の制度（民訴法三七五条）とも、基本的な考え方を共有し得る。これについては、たとえば、川嶋・前掲論文注（25）二四四頁、二五一―二五六頁などを参照。

(52) たとえば、兼子Ⅱ竹下・前掲書注（3）二一七頁などを参照。また、最高裁判所事務総局総務局・前掲論文注（8）七三三頁注（3）も参照。
(53) 約二〇年前の熊本における筆者の僅かな経験にすぎないが、多くの司法委員の方々が、その制度趣旨に沿って献身的な奉仕をされていた。

(54) たとえば、簡裁民事実務研究会編『簡易裁判所の民事実務（改訂版）』二六五頁（テイハン、二〇〇五年）などを参照。

(55) 横田康祐「司法委員制度の趣旨、活用状況、今後の課題及び方策等」岡久幸治Ⅱ横田康祐Ⅱ石崎實Ⅱ今岡毅編『新・裁判実務大系（26）（簡易裁判所民事手続法）』六四頁、六四頁（青林書院、二〇〇五年）、簡裁民事実務研究会編・前掲書注（54）二二六頁。

(56) 横田・前掲論文注（55）六四頁、簡裁民事実務研究会編・前掲書注（54）二二六頁。

(57) 田村義隆「少額訴訟集中係における司法委員の関与の在り方について」大阪地方裁判所簡易裁判所活性化研究会編『大阪簡易裁判所少額訴訟集中係における少額訴訟手続に関する実践的研究報告』一〇二頁（判例タイムズ社、二〇〇六年）。

(58) 横田・前掲論文注（55）六四頁、簡裁民事実務研究会編・前掲書注（54）二二六―二二七頁。

(59) 少額訴訟手続は、少額の市民間の紛争を一期日の審理により解決するものであるから、裁判所は、期日における審理を効率的に行うとともに即日判断を下す必要がある、そのことから、簡易裁判所の通常訴訟以上に司法委員の役割は重要であり、裁判所も、司法委員を積極的に活用しているとの指摘も見られる。この点については、中島寛Ⅱ岡田洋佑編『少額訴訟の実務——少額訴訟一〇年を迎えての現状と展望』一〇六頁（酒井書店、二〇〇八年）を参照。

(60) この課題については、かつて、川嶋・前掲論文注（44）二七一頁などで、若干論じる機会があったが、以下はその補論である。

(61) たとえば、簡裁民事実務研究会編・前掲書注（56）七五頁、中島Ⅱ岡田編・前掲書注（59）二二三頁などを参照。

(62) 一般に、宣誓が行われれば、以後、当事者の陳述は証拠資料になり得るにすぎないとも考えられるが、しかし、弁論と証拠調べが融合した「一体型審理」の下では、後述の「注意」があることを条件に、宣誓の後の主張の採取も認められると解すべきであろう。

(63) これについては、川嶋・前掲書注(51)二八頁、一〇九―一〇頁、三七五頁などを参照。

(64) 中島＝岡田編・前掲書注(59)一三四―一三五頁。さらに、佐藤・前掲論文注(43)一八四頁、簡裁民事実務研究会編・前掲書注(54)七五頁等も参照。

四 おわりに

――簡易裁判所についての若干の将来展望⁽⁶⁵⁾⁽⁶⁶⁾

1 総論的な展望

かつて、簡易裁判所実務の将来について、適正配置の問題との関係で、その立案担当者(後の最高裁判所長官)から、次のような指摘がなされていた。それは、「その議論は単に発足当時立法者が何を意図していたかという点よりも、むしろ現在の時点において簡裁に何を期待するかという観点からなされることが必要であろうと思われる」という、いわば「原意」よりも「現意」を優先すべき指摘である⁽⁶⁷⁾。

これは、創設時と比較して簡易裁判所の数を減少しつつも、その機能強化を目指すことを意図し正当化する言説であると考えられる。しかし、たしかに、社会経済情勢や交通手段の発展などを背景として、簡易裁判所が統廃合された新設されることは不可避であるが、それとは別に、市民に身近な裁判所として、戦後司法改革における司法の民主化・民衆化をその最先端で担うべき裁判所を創設し機能させるといふ崇高な理想は、現時点においても、その具体化が探求されるべき重要な不易流行の課題であるとも考えられる⁽⁶⁸⁾。

二〇〇一年(平成一三年)六月一二日に公表された『司法制度改革審議会意見書』⁽⁶⁹⁾における提言の中でも、簡易裁判所の機能強化やそこにおける市民参加の課題が言及されており、とくに、その機能強化の課題は、現在着実に具体化さ

れつつあるように思われる。⁽⁷⁰⁾

そのような努力の成果もあり、現在、簡易裁判所は、家庭裁判所とともに、市民に最も身近な裁判所の一つとして、様々な制度上・運用上の工夫を行っている。たとえば、提訴を容易にして裁判所へのアクセスを推進するために、各地の簡易裁判所では、「受付相談窓口」を設け、手続をやさしく解説するリーフレットや定型書式を備え付けて「準口頭受理」（民訴法二七一条参照）を行うなどの対応が可能とされていることは、高く評価することができる。そのような努力の周知化をも含めて、それらをさらに充実させ拡大すべきであろう。ごく一例にすぎないが、アメリカの少額訴訟手続における様々な工夫は、ほぼそのまま日本の簡易裁判所の手続のあり方全体にとっても示唆的であろう。

簡易裁判所の訴訟手続のあり方については、先に若干垣間見たように（↓二二）、すでに簡易裁判所の創設過程から柔軟な手続構造を提言する示唆的な見解が提示されており、また、旧民訴法下でも、いくつかの注目すべき提言が見られた。さらに、現行民訴法における少額訴訟手続の構築のあり方をめぐって、これまで様々な議論が積み重ねられてきた。

現在、実践面では、少額訴訟手続を用いることができない簡易裁判所の訴訟事件であっても、一定の事件は、たとえば、「準少額訴訟」、「市民型訴訟」などと呼ばれ、少額訴訟手続を準用するかたちでの手続実践が行われ、一定の成果を挙げている。⁽⁷¹⁾

これは、簡易裁判所における「簡易救済」の実現のための工夫として、当事者の納得と満足をもたらす限りで高く評価することができる。⁽⁷²⁾ 今後、簡易裁判所の理念である「司法・裁判の民衆化」を実現するための「簡易救済」の場として、さらに発展することが望まれる。

2 各論的な展望

そのためには、たとえば、当然のこととして、簡易裁判所の民事訴訟の特則として規定された各種手続が現実には活用されなければならないが、それに加えて、「簡易救済」の実現のためには、以下に述べるようないくつかの課題をもまた、克服しなければならないであろう。⁽⁷⁴⁾

第一に、簡易裁判所の将来展望としては、市民による司法アクセスの課題が存在する。現在、簡易裁判所へのアクセスは相当向上しており、また、電子情報処理組織による支払督促の手続（民訴法三九七条以下）のように、IT（Information Technology）化またはICT（Information and Communication Technology）化も実現されている。二〇一一年（平成二十三年）三月一日の東日本大震災は、いくつもの裁判所の機能を停止させ麻痺させることになったが、それは、同時に、裁判、とりわけ市民に身近な簡易裁判所の裁判が、誰でもいつでもどこからでも利用可能なものとなるべきこと（「司法へのユビキタス・アクセス」⁽⁷⁵⁾）の重要性を顕在化させ、また、巡回裁判所形式の救済手法の有用性をも明らかにしたと考えられる。今後、IT等の活用を通じた「簡易救済」の実効性の確保や、柔軟な裁判所サービスの実現が課題となる。⁽⁷⁶⁾

とりわけ、本稿が注目する「多様な市民ニーズ即応的性格」をより質の高いものにするために、「裁判所コンシエールジェ」、「手続コンシエールジェ」あるいは「紛争解決手続水先案内人」的な存在の役割もまた重要となるであろう。裁判所職員との役割が大きくなるだけではなく、個々の弁護士、司法書士などや、法テラス（日本司法支援センター）など、裁判所外で、日本の司法を支える人や制度の機能充実の課題である。

第二に、簡易裁判所における手続の分かりやすさの課題である。自己の権利利益が法的に処理されていくプロセスは、当事者にとって分かりやすく可視的でないといけないが、現在の簡易裁判所の手続は、たとえば、条文の一覧性を可

能にして市民の便益に資すために「簡易民事訴訟法（仮称）」等を民事訴訟法の特別法として設けることなども、考えられるであろう。なお、すでに最高裁判所のホームページなどで、簡易裁判所の民事手続については、広報がなされており、各地の裁判所のエンタランス・ホールなどには、様々な手続に関するリーフレットが置かれている。また、たとえば、市町村役場のカウンターなどでも、少額訴訟手続などのリーフレットを見かけるようになったが、裁判員裁判などの刑事手続と比較してまだまだ国民には知られてはいないように思われる。そこで、簡易裁判所の各種の民事手続については、より一層、分かりやすく広報活動をおこなうことなどが望まれるであろう。

第三に、「言葉」等の問題である。とかく法の言葉は難しく、一般市民が裁判所を敬遠し、その手続の分かりにくさを増幅させる原因が、言葉（専門用語）の理解の困難さにあるとすると、その是正が図られるべきであろう。また、現行民事訴訟法の条文で、たとえば「起訴」などといった刑事裁判を想起させる言葉を廃して、よりソフトな用語が採用されたにもかかわらず、未だに、現代の民事訴訟法学者や法律家の中には、旧法下の用語をそのまま用いている例も散見される。⁽⁷⁷⁾ 簡易裁判所における市民に親身に寄り添う分かりやすい手続を考える上では、専門家が非専門家（利用者）の視点にも立って、そのような旧習や因襲を改める必要があることは、言うまでもないであろう。⁽⁷⁸⁾

たとえば、言葉などに障がいをもつ人たちにとって、どれだけユーザー・フレンドリーであるかも、「簡易救済」の成否の試金石となるであろう。さらに、身体に障がいをもつ様々な人々にとって、裁判所のシステムがどれだけユニバーサル・デザイン化されているかも、また重要な評価課題となるであろう。

第四に、紛争解決過程における簡易裁判所の課題に関する問題であり、いわば制度間連携の課題もある。これは、民事紛争の解決プロセスに着目した場合における簡易裁判所の役割と位置付けに関する課題であり、適切と考えられる場合に、正式な裁判上の手続である簡易裁判所における「簡易救済手続」のフォーラムの方向へ、どのように当事者と事件

を誘導していくかに関わる。具体的には、裁判所とは市民に対していかなるサービスを提供すべきか、弁護士および隣接法律専門職などが司法という法的救済のネットワークをどのように構築し、どのような情報提供を含めた法的サービスを提供するか、法テラス（日本司法支援センター）などをどのように充実したものとするか、様々な関連機関と裁判所とがどのように連携を図っていくかなどの様々な課題とも関連し、今後より一層継続的に議論しつつ具体化すべき課題である⁸¹。

第五に、「司法・裁判の民衆化」という簡易裁判所の創設当初の基礎的課題を実現するために、制度を再構成すべき課題もまた考えられる。たとえば、司法委員候補者、調停委員、ひいては簡易裁判所判事の門戸を広げ、肩書ではなく真に有能な人材を多様な分野から得ることも企画されるべきであろう。現在、これらの者の給源は、事実上限定されており、また再任（任用継続）のために試験制度は採用されてはいるものの、事実上、必ずしも十分に機能しているとは限らないようにも思われる。しかも、そもそも、それらの制度の存在や一般市民で一定の要件を満たした者の就任可能性については、ほとんど知られていないのが現状である。たとえば、経験豊かな元裁判所職員（裁判所書記官）からの任用には、大きな利点もあり、今後も継続的に採用していくべきであると考えられるが、その他のより多様な職種の人々、とりわけ市民目線で柔軟に救済を考案し創出できる人々からの任用も、促進させるべきであろう。

第六に、法科大学院教育における「簡易救済」への眼差しの問題である。たとえば、アメリカのロースクールでは、リーガル・クリニック（臨床法学）の一環である学生のプロ・ボノ活動として、民事の領域では少額訴訟事件の当事者のサポートが古くから行われており、その成果が積み重ねられている。これに対して、日本においては、まず民事訴訟法関係の授業で簡易裁判所の訴訟手続が取り上げられることは必ずしも多いとは限られず、また、民事訴訟法の体系書の中にも、遺憾ながら簡易裁判所の具体的な手続説明を欠くものさえ存在するありさまである。しかも、民事事件関係

のリーガル・クリニックにおいて、簡易裁判所の各種の民事手続に関する認識が必ずしも十分ではないようにも思われる。今後、改善が望まれる課題であり、法科大学院制度が困難な時代を迎えている現在でさえ、リーガル・クリニックについては、より多くの実践例の報告が望まれる。⁽⁸²⁾

なお、日本の法学教育においては、さらに法学部または法学関係学部・学科における教育でも、「簡易救済」への眼差しを、忘れるべきではないであろう。中等教育における「法教育」においても同様である。民事訴訟法学者も、少額訴訟・執行手続の研究はともかく、簡易裁判所の民事手続に関する研究の僅少さも気になるが、本稿は、その間隙を多少とも埋めたいと考えて考察を行うものである。

第七に、簡易裁判所判事、裁判所書記官、裁判所事務官の増員のほか、簡易裁判所における司法行政事務の独立化を通じて、市民に身近な「簡易救済」を可能にすることができると個性ある簡易裁判所が生まれることも、また期待される。⁽⁸³⁾ さらに、簡易裁判所の訴訟事件の審理については、訴訟としての基本的な一線（必要的口頭弁論の原則）を踏み越えることさえなければ、簡易裁判所判事によるその手続運営に一定の幅をもたせることも考えられるであろう。⁽⁸⁴⁾

なお、現在、簡易裁判所の中には、高等裁判所・地方裁判所・簡易裁判所等と施設を共用しているものも数多く存在する。簡易裁判所の「庶民裁判所」としての性格を浮き立たせるためには、たしかに、庁舎の一部に簡易裁判所の受付や特別のコルナーを設けることも重要であるが、より徹底してその存在を示すためには、全国的に、簡易裁判所の庁舎をすべて独立化し、かつ、その限りで独立した司法行政体制の下で運営されることも望ましいと考えられる。⁽⁸⁵⁾

第八に、近時、簡易裁判所と地方裁判所との間の役割分担のあり方を考えさせるいくつかの最高裁判例が登場していることも、指摘する必要がある。

まず、最高裁判平成二〇年（二〇〇八年）七月一八日第二小法廷決定等⁽⁸⁶⁾に見られる、貸金業者と顧客との間における、

専属的管轄の合意に基づく「簡易裁判所への移送」の可否をめぐる争いである。

この事件では、金銭消費貸借契約の債務者であるXが、債権者であり貸金業者であるYに対して、X・Y間の取引において生じた過払金約六六〇万円とその法定利息の返還請求訴訟を大阪地方裁判所に提起したが、Yは、Xとの金銭消費貸借契約には大阪簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする旨の条項があることを主張して、民訴法一六条一項に基づき、大阪簡易裁判所への移送を申し立てた。これに対してXは、当該専属的管轄の合意の成立と効力を争った上で、本件訴訟では期限の利益の喪失の有無および悪意を否定する特段の事情の有無等が争点となることが予想されるので、地方裁判所での審理および裁判が相当であると主張した。原々審は、専属的管轄の合意の成立およびその効力が本件訴訟にも及ぶことを認め、本件訴訟の訴額や予想される争点に照らせば、本件訴訟は地方裁判所において自ら審理（裁判〔「自庁処理」〕）をするのが相当として、Yの移送の申立てを却下したが、原審は、専属的管轄の合意がある場合に地方裁判所の自庁処理が相当と認められるのは、合意に基づく専属的管轄裁判所に移送することによって訴訟の著しい遅滞を招いたり当事者間の衡平を害する事情があるときに限られるとし（民訴法一七条参照）、このような事情を認めなかった。これに対して、最高裁は、次のように判示し、原決定を破棄し、抗告を棄却した。

「地方裁判所にその管轄区域内の簡易裁判所の管轄に属する訴訟が提起され、被告から同簡易裁判所への移送の申立てがあった場合においても、当該訴訟を簡易裁判所に移送すべきか否かは、訴訟の著しい遅滞を避けるためや、当事者間の衡平を図るといふ観点からのみではなく、民訴法一六条二項の規定の趣旨にかんがみ、広く当該事件の事案の内容に照らして地方裁判所における審理および裁判が相当であるかどうかという観点から判断されるべきものであり、簡易裁判所への移送の申立てを却下する旨の判断は、自庁処理をする旨の判断と同じく、地方裁判所の合理的な裁量にゆだねられており、裁量の逸脱、濫用と認められる特段の事情がある場合を除き、違法ということではできないといふべきで

ある。このことは、簡易裁判所の管轄が専属的管轄の合意によって生じた場合であっても異なるところはない（同一六条二項ただし書）。」

次に、最高裁判平成二三年（二〇一一年）五月一八日第二小法廷決定⁽⁸⁷⁾は、貸金契約の債務者であるXが複数の貸金業者であるYらを被告として、訴額を合算の上、地方裁判所に提起した過払金返還請求訴訟において、共同被告の一人であるYが、本件訴訟が民法三八条後段の通常共同訴訟に当たることを自認しつつ、民法一六条一項に基づき、本件訴訟のうちXYにかかる部分を、Yの住所地を管轄する簡易裁判所に移送することを求める申立てをした。第一審は、簡易裁判所への移送を命じ、原審は抗告を棄却したが、最高裁は、民法三八条後段の共同訴訟であって、いずれの共同訴訟人に係る部分も受訴裁判所が土地管轄権を有しているものについて、同七条但書により同九条の適用が排除されることはない旨などを判示し、当該簡易裁判所を管轄区域内に置く地方裁判所において審理・裁判を受けることにより被告が不利益を被ることがあり得るとしても、その配慮を要するとはいえないと判示した。また、最高裁判平成二三年（二〇一一年）五月一八日第二小法廷決定⁽⁸⁸⁾も、先の事件とは原被告が逆の事例であるが、貸金業者Xが、複数の借主Yらを共同被告として、訴額を合算の上、地方裁判所に提起した貸金等支払請求訴訟事件において、上記第二小平成二三年五月一八日の同日付決定と同様の判断を行った。

これらの判例は、移送の規定や訴額・事物管轄等の規定の解釈の問題として争われてきたが、その背景には、簡易裁判所と地方裁判所の役割分担を考える基層的な論点が控えている。とくに、簡易裁判所の審理に対する信頼性に対する一定の評価があるようにも思われる。しかし、そのことを逆手にとって、戦後司法の民主化ひいては民衆化の最前線として創設され、裁判官資格も民事手続も地方裁判所とは異なる簡易裁判所固有の役割（濫用的な利用を排し、庶民の裁判所として、口頭コミュニケーションの復活のもとでの簡易な債務名義の形成などを行うことができるフォーラム）の

探求が再び脚光を浴びることは、基本的に望ましいことであり、そのための具体化を行うこともまた不可欠となるであろう。

その際には、簡易裁判所の紛争処理能力の地方裁判所のそれとの比較がなされることも少なくないが、簡易裁判所における充実した審理の可能性は、当事者間の手続保障の考慮を前提としつつも、簡易裁判所の機能強化を促進する方向での解釈を生み出すことになるであろう。

なお、各論的な展望としては、さらに次のような諸改革も考えられる。

すなわち、簡易裁判所も裁判所である限り（簡易裁判所の訴訟手続も、判決手続である限り）、その手続実施に際して、一定の制度的・手続的な基本条件は必要となると考えられるが、しかし、たとえば、①民事の側面では法壇のある法廷をなくしラウンドテーブル法廷に統一するとか、②簡易裁判所判事の法服用を不要にするとか、③簡易裁判所の提訴手数料を地方裁判所のそれよりも低額化する（いわば「簡易裁判所訴額割引制度」の導入）とか、④濫用を防止しつつも簡易な通知でもって送達に代える方法を採用するとか、⑤手続自体の思い切った柔軟化を図るとか、⑥映像と音声の送受信による遠隔裁判（テレビ会議システムによる民事裁判）を実現するとか、⑦法教育等の実践の場として簡易裁判所の法廷を提供することなどを通じて、今後、より市民に開かれた一層親しみやすい裁判所の実現に向けて、簡易裁判所制度等の継続的な改革が行われることが望まれる⁸⁹⁾。

3 結 語

戦後創設された簡易裁判所については、これまで多くが語られてきた。

たとえば、創設後二〇年程を経た時点で、すでにその課題が指摘されていた。すなわち、「新憲法下の司法制度の発

足の際掲げられた新たな理念のその後における後退もしくは流産による制度改革の不徹底または挫折の事例は、いわば無数にも近い。たとえば、当初は民衆への直結せる司法サーヴィス機関として構想されたはずの簡易裁判所は、諸外国に見る素人裁判官制の欠如も一因となって、いつまでも旧区裁判所と同様、小型の地方裁判所の性格を脱却することができず、かえってその事物管轄の拡大が、審級関係上、最高裁判所の負担軽減の目的の一半として実施せられるが⁹⁰とき邪道におちいった観がなくはない。」といった批評である。

しかし今日、市民に最も身近な裁判所、つまり庶民の裁判所としての簡易裁判所は、少額訴訟手続の創設や様々な新たな試みなどを通じて、小さなトラブルをかかえた市民の多様なニーズの受け皿として、着実な地歩を築いているとして、高く評価することもできる。この裁判所が、そこで民が生きる裁判所、「民生裁判所」などという名称が構想されていた自由な時代の高貴で温かな庶民精神を再び汲み上げながら、不断の「簡易救済」を目指して、今後より一層市民に身近な裁判所（身近な駆込寺的な裁判所）として発展することが望まれる。

(65) ここでいう若干の将来展望とは、簡易裁判所の将来展望が若干にすぎないという意味ではなく、「希望の簡易裁判所」となり得るためのいくつかの将来展望の意である。最近、ごく一部で裁判所の「絶望」が語られており、マスコミなどで取り上げられることもなくはない。しかし、法的救済過程における最後の手段あるいはフォーラムとして位置付けられることの多い救済機構としての裁判所という地味な存在が、いかなるかたちであれ脚光を浴び、その存在やシステムが人口に膾炙する展望が開かれることは、それ自体決して望ましくないことではないであろう。本稿は、研究の当初から、また、とくに一九九六年（平成八年）の民事訴訟法改正の前から、法的救済に対して制約的に機能させる判例・学説上の基本的な考え方に抗しつつ、一貫して「希望の民事訴訟と民事訴訟法」を語ってきた立場から、その一端を語るものである。たとえば、川嶋四郎『差止救済過程の近未来展望』三三六頁、三五五頁等（日本評論社、二〇〇六年〔該当部分の初出は、一部、一九九三年〕）なども参照。

(66) なお、この文脈では、書名には「最高裁判所論」とは題されているが、これからの司法のあり方全般を考えるための有益かつ貴重な著作として、

たとえば、泉徳治『私の最高裁判所論——憲法の求める司法の役割』（日本評論社、二〇一三年）も参照。

- (67) 竹崎博允「簡易裁判所の適正配置——その意義と簡易裁判所の充実策について」『民事手続法学の革新（三ヶ月章先生古稀祝賀）（上）』二二八頁（有斐閣、一九九一年）。さらに、竹崎博允「下級裁判所の設立および管轄区域に関する法律の一部を改正する法律について」ジュリスト八九六号五四頁（一九八七年）も参照。

- (68) かつて、日本最初の都市間高速道路として名神高速道路の滋賀・栗東―兵庫・尼崎間が開通した頃、都心に在住する民事訴訟法学の碩学から、次のような指摘が見られた。すなわち、「・・・原則的第一審裁判所は、各府県に一つだけ置くという建前は、嘗て棄てられたことはないし、そのことの合理性についてはほとんど疑われたこともないというのは事実である。そこに現われるのは、嘗てと規模を異にする大衆社会の出現に伴う同格の裁判所間における格差の増大である。たとえば人口稠密を以て鳴るオランダ一国に始対応する人口を擁して全国新受訴訟事件の六分の一以上を担当せねばならぬ東京の裁判所と、高速道路の完成により京都・大阪よりまたたく間に達しうろようになり、新受件数も僅か二〇〇件に止まる大津の裁判所が、共に同格の裁判所として一国の裁判所制度の中に位置付けられねばならぬ必然性は、一府県に一つという裁判所配置の伝統的原則の中にのみ見出されるにすぎぬのである。ここではもはや同格の裁判所というのは幻想にすぎず、質的にはもはや全く異つたものといえる裁判所が、沿革的な裁判所制度の伝統の上で、僅かに形式的なバランスを維持しているにすぎぬといえるのである」（三ヶ月・前掲論文注（3）二五五―二五六頁）という指摘である。ここで引き合いに出されている大津とは、地方裁判所の本庁が存在する滋賀県大津市のことと思われるが、現在でさえ、実際に大津へ「京都・大阪よりまたたく間に達しうろ」かどうか（より厳密には、まさに逆に、利用者としての大津市民が、京都地方裁判所や大阪地方裁判所）にまで、瞬時に辿り着くことができるかどうか）はともかく、これは、「司法・裁判の民衆化」には逆行する形式的な議論であり、かつ、利用者の視点を閉却する制度論にすぎず、本稿で到底は与しえない。

- (69) たとえば、ジュリスト二〇八号一八五頁（二〇〇一年）、月刊司法改革二四四頁（二〇〇一年）等を参照。その全文は、http://www.kantei.go.jp/jp/sitohouseido/report/kenkyou_jyomo_siwu.htm（二〇一五年一月二二日最終アクセス）。

- (70) 同『意見書』には、家庭裁判所の機能の充実化とともに、簡易裁判所の機能拡充も規定されていたが、具体的には、調停委員や司法委員への多様な人材の確保、簡易裁判所の管轄拡大、少額訴訟手続の上限の大幅引上げなどにとまっていた。ただ、裁判官制度については、弁護士任官の推進など給源の多様化・多元化のための方策を講じることが挙げられていた。なお、川嶋・前掲書注（25）三四頁、四六一―四八頁も参照。

最高裁判所のホームページにも、分かりやすく日本の裁判所制度が紹介されており、その中で簡易裁判所についても、写真付きで（大阪池田簡易裁判所の外観が）紹介されている（<http://www.courts.go.jp/about/sosike/kakyusaisibanryou/index.htm#kanji>）。また、簡易裁判所における民事手続

に「ごうては」http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minziminzi_04_01/index.htmlに「簡易裁判所の民事事件Q&A」(http://www.courts.go.jp/saiban/qa_kansai/index.html)や「簡易裁判所における民事事件」の手続についても、比較的分かりやすい説明がなされ、申立ての書式もウェブ上にアップされている(簡易裁判所の民事訴訟 [http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minziminzi_04_02_02/index.html](http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minziminzi_04_02_05/index.html))。民事調停 (http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minziminzi_04_02_10/index.html)。支払督促 (http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_minziminzi_04_02_13/index.html) (以上「サンプ」二〇一五年一月三十一日最終アクセス)。

(71) たとえば、川嶋四郎「アメリカ合衆国ノース・カロライナ州における少額裁判制度についての覚書——少額訴訟手続における適切な救済過程の創造を目指して」熊本法学八八号一頁(一九九六年)、同「アメリカ合衆国諸州における少額事件訴訟手続に関する立法の紹介(一)——(六・完)熊本法学八四号九七頁、八五号七一頁、八六号九三頁、八七号一三三頁、八八号一六七頁、九〇号一二二頁(一九九五—一九九七年)等を参照。各州ごとに固有の憲法の下で独自の裁判制度を構築しているアメリカ合衆国において、少額裁判所は、各州がその個性を発揮して簡易な法的救済過程の可能性を競いつつ探究し続けている重要な紛争解決のフォーラムである。

(72) たとえば、下里敬明「東京簡易裁判所における準少額訴訟事件処理の概要」判例時報一七四七号八頁(二〇〇一年)、立脇一美「市民型訴訟の取組みについて」大阪地方裁判所簡易裁判所活性化研究会編『大阪簡易裁判所少額訴訟集中係における少額訴訟手続に関する実践的研究報告』一五頁(判例タイムズ社、二〇〇六年)等を参照。

さらに、この文脈では、高橋宏志「さらに活性化する簡易裁判所」高橋宏志・千葉勝美・南敏文・富澤達編『新しい簡易裁判所の民事司法サービス』三頁(判例時報社、二〇〇二年)、および、同書所収の諸論文も参照。また、近時における東京簡易裁判所の「業者事件」および「過払金返還請求事件」の実情については、たとえば、菊池洋一「東京簡易裁判所における民事通常訴訟事件の運用状況」民事訴訟雑誌五七号四八頁(二〇一一年)なども参照。

(73) なお、この「納得と満足」に関しては、たとえば、吉田勇『紛争解決のあり方を考える——日常世界と法の世界の架橋を求めて』五二頁以下(モラロジー研究所、二〇一一年)なども参照。

(74) 以下では、筆者が『注釈民事訴訟法』(近刊)における簡易裁判所の手続の特別に盛り込まれた各条に関する注釈で論じた以外の点について、若干の概観を行いたい。

(75) たとえば、川嶋四郎「『サポート裁判所』システムの創造的構築のための基礎理論——IT活用」による『正義へのユビキタス・アクセス』

簡易裁判所における法的救済過程に関する覚書

同志社法学 六七卷一号

四五 (四五)

構想」法学セミナー六五三三頁(二〇〇九年)、同『民事訴訟法概説』五四四頁(弘文堂、二〇一三年)、同「司法へのユビキタス・アクセス」の潮流——シンガポール裁判所の二世紀』『民事手続における法と実践(梅善夫・遠藤賢治先生古稀祝賀)』二二頁(成文堂、二〇一四年)などを参照。

- (76) その具体化のための実証実験については、川嶋四郎「法律サービス(とくに、民事裁判)におけるICTの活用に向けた実証研究について——正義司法へのアクセス」の展開のための実証研究に関する若干の紹介等」『民事手続の現代的使命(伊藤眞先生古稀祝賀論文集)』一三三頁(有斐閣、二〇一五年)を参照。

なお、二〇一五年(平成二十七年)四月から、最高裁判所が、裁判所がない離島対策として、小笠原諸島の村役場と東京簡易裁判所をテレビ会議システムで結んで、裁判所に行かなくても民事調停を受けられる仕組みを導入する方針を固めた旨のニュースに接した。NHKニュース二〇一五年(平成二十七年)二月十九日(<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20150219/k10015596941000.html>)アクセス、同日)などを参照。

- (77) この点については、たとえば、川嶋・前掲書注(36)二〇頁注(28)・二八六頁注(147)などを参照。

(78) たとえば、三ヶ月章「法と言語の関係についての一考察」同『民事訴訟法研究(第七巻)』二七一頁、二八四頁(有斐閣、一九七八年(初出、一九七二年))なども参照。この論文には、含蓄の深い示唆的な言葉が溢れている。たとえば、明治期の条約改正のための法治国家化という「大事業」の推進が、決して『法』のために行なわれたのではなく、又、法の使徒たるべき「法律家」が主体となって推進したものでなく、法以外の、「政治」的目的達成の手段として、『政治家』によって、もっぱらその角度から推進されたものであること(同、二七七頁)や、明治期の法継受について、「民衆との乖離現象を結果した」「外来語彙」すなわち「新造・難解の用語をもって法を語らねばならなかったことが、折角、三十年来の東洋的伝統と断絶して西欧法をとりこもうとしたにもかかわらず、全く思いもかけぬ形で、その西欧法の運用の実際面に、正しく一旦は否定した筈の、東洋的な法のイメージをもちこむのに奉仕したという逆説的な事態」が生じ(同、二八五頁)、それが、「秘儀をあやつる階層の閉鎖性を強める方向に働」き、「一般民衆の中にとけ込んで行く」というのと反対の方向に作用する(二八四頁)。

なお、徳善義和『マルティン・ルター——こぼに生きた改革者』四一五頁(岩波書店、二〇一二年)は、「・・・キリスト教会は『言語』によって自らを民衆から切り離したともいえるだろう。世俗に生きる民衆たちは、教会が提供する幸いや救いを求め、これにすがりながらも、教会で公式に語られ、書かれるラテン語をまったく理解できなかった。教会と民衆の隔絶。それが後の宗教改革への隠れた要因となるのである。」と指摘している。この指摘は、法や裁判所の世界にも相通じるものがある。

- (79) 消費生活センター等の裁判所外の相談セクターとの連携については、たとえば、林道晴「利用者の視点に立った簡易裁判所の民事手続の改革」高

橋宏志・千葉勝美・南敏文・富澤達編『新しい簡易裁判所の民事司法サービス』九頁、二〇頁（判例時報社、二〇〇二年）、横田康祐「簡易裁判所の受付相談と他の相談機関との違いおよび相互の連携」岡久幸治・横田康祐・石崎實・今岡毅編『新・裁判実務大系（26）「簡易裁判所民事手続法」一八頁（青林書院、二〇〇五年）などを参照。今後、日本が高齢化社会に向かう中で、各地の社会福祉協議会、地域包括支援センター、その他関連するNPO法人などとの連携も望まれる。

(80) さらに、より一般に、民事司法という法的救済のネットワークを形成する際における連携の価値については、たとえば、川嶋四郎「ADR機関の連携可能性と弁護士会の役割——ADR機関の連携を通した「福岡発連携的正義」の試み」法政研究（九州大学）七三巻二号二二頁（二〇〇六年）等を参照。

(81) もっとも、現実の簡易裁判所における受付相談においては、課題も存在することが指摘されている。これは、家庭裁判所等における受付相談においても、共通する課題である。それは、当事者が最も関心があるのは、実体問題、すなわち「自分の事件が勝てるのか、法的にどう構成したらよいのか」などに関心を寄せるが、しかし、裁判所の公平性から手続の指示にとどめざるをえないところに、需要と対応との間に潜在的なミスマッチがあるとの指摘（たとえば、兼子一原著・松浦馨・新堂幸司・竹下守夫・高橋宏志・加藤新太郎・上原敏夫・高田裕成『条解民事訴訟法（第二版）』一四九三頁（松浦馨・加藤新太郎執筆）等）である。これは、紛争当事者が、プロセスよりも結果を重視するのではないかとの前提の下で指摘された問題点であるが、しかし、たとえば、紛争解決過程における当事者の満足の縁由を探索することや、また裁判所の懇切丁寧なその役割に関する説明を行うことで解消可能な課題ではないかとも考えられる。この文脈では、さらに、川嶋・前掲書注（25）一六五頁なども参照。

(82) たとえば、川嶋四郎『アメリカ・ロースクール教育論考』一五四頁、一八三頁（弘文堂、二〇〇九年）などを参照。
この文脈では、たとえば、ジェローム・フランク（古賀正義訳）『裁かれる裁判所』三六四―三九八頁（弘文堂、一九六五年）（原著、一九四九年）の「法学教育」に関する論争誘発的で刺激的な興味深い論説も参照。

(83) さらに、創意工夫に充ちた様々な提言については、たとえば、吉村・小島編・前掲書注（39）三二―九頁以下（小島武司執筆）なども参照。

(84) アメリカの少額裁判所の裁判官には、多様な基本スタンスが見られること、すなわち、そのような基本スタンスの多様化が許されていることについては、たとえば、川嶋四郎「小さなトラブルと裁判」和田仁孝・太田勝造・阿部昌樹編『交渉と紛争処理』一九六頁（日本評論社、二〇〇二年）（ここでは、その裁判官像を五つに類型化している。すなわち、①法固執型、②法創造型、③調停者型、④権威主義型、⑤手続信奉型の裁判官像が、それぞれである。）などを参照。

(85) ちなみに、審級制度の独立的性格を対外的にも明示するためには、審級の異なる裁判所は、すべて場所的・施設的にも分離独立させることが望ま

しいと考えられる。一か所で、簡裁から高裁までの手続を行うことができることは、たしかに、利用者にとっては便利であり、事件管理や司法行政の面でも便宜であるとも考えられるが、しかし、各審級と裁判官各目の独立を明示するためには、分離独立の方が望ましく、また、当事者の視点から見ても、異なる上級の裁判機関の公正な判断であることがよりよく認識できると考えられることから妥当であろう。

なお、興味深いことに、明治期・大正期の裁判所の建築物は、控訴審裁判所が荘厳なレンガ造りや石造りなどであり、第一審裁判所は、例外はあったものの、特に明治期は木造建築物であったという（最高裁判所事務総局経理局営繕課監修『裁判所建築の歩み——明治・大正・昭和・平成』六頁〔司法協会、一九九五年〕。様々な事情や背景はあるものの、「親しみやすさ」や「違い」と「独立性」を象徴するものとしても評価できる側面もあるであろう。

(86) 民集六二巻七号二〇二三頁。この決定については、川嶋四郎「判例解説—法学セミナー六四八号二二〇頁（二〇〇八年）を参照。

(87) 判例時報二二〇〇号三頁、判例タイムズ一三五二号一五二頁。この決定については、川嶋四郎「判例解説」法学セミナー六八五号二二〇頁（二〇〇二年）を参照。

(88) 判例時報二二〇〇号五頁、判例タイムズ一三五二号一五四頁。この決定については、川嶋四郎「判例解説」法学セミナー六八五号二二〇頁（二〇〇二年）を参照。

(89) 庁舎管理権や責任の問題などとも関係するが、祝祭日には、裁判所の敷地を一般市民に開放することなども、考えることができるであろう。アメリカのカウンティ・コート (County Court) が、市民に解放されていた例として、川嶋・前掲書注(25)三四頁、四九頁と同頁注(26)などを参照。なお、かつて私が訪ねたノース・カロライナ州のカウンティ・コートは、そのほとんどが、道路と敷地に柵や塀さえも有していなかった。

(90) 中田淳一「民事訴訟制度」ジュリスツ三六一号一八六頁、一九〇頁（一九六七年）。

なお、小島・前掲論文注(5)五二頁は、先に引用した部分（前注(5)で引用した部分）に続けて、以下のように指摘する。「この裁判所（最下級の裁判所）は司法にとってかなめの位置を占めるだけではなく、当事者にとっても非常に重要なフォーラムなのである。同一額の債権も人々の資産との関係で相対的な重みを持ち、庶民にとっては少額な事件とても至上の価値をもつことが多い。」と、先の文献を引用しつつ論じている（内は、川嶋）。全く同感である。